

令和4年3月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月7日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
10番	三瓶力君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

9番 西川良英君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 溝井康夫 主 事 安藤一輝

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩田 敦君
地域整備課長	須田潤一君	教 育 課 長	坂本 敬君
公 民 館 長	高林浅輝君	遊 水 地 対 策 室 長	溝井浩一君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。

欠席通告人は、9番、西川良英君です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 須 藤 安 昭 君

○議長（須藤利夫君） 1番、須藤安昭君の発言を許します。

1番、須藤安昭君。

[1番 須藤安昭君登壇]

○1番（須藤安昭君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました内容について質問をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、旧駒木根工場跡地の再開発について。

旧駒木根工場跡地は、泉郷駅前で玉川村の一等地であります。長年、廃屋のままで活用さ

れておりません。環境、美観、安全も損なわれております。元社員の皆さんや地元の皆さんも心を痛めております。

今回、再開発の情報があり、朗報と歓迎しております。また、村当局の長年にわたる努力に敬意を表します。

2点お伺いします。

1、跡地の再開発計画の内容について。

2、面積、スケジュールについて。

次に、集落排水処理場についての質問です。

遊水地計画は、集落排水事業にも多大な影響があると思います。現在、竜崎処理場が稼働しています。玉川処理場予定地は、遊水地計画により先行きが不透明となりました。人口減少リスクも踏まえ、課題を明確にし、合理的な進め方についてたゞします。

竜崎処理場について。

1、竜崎処理場は移転となるのか。あるいは改修となるのか。

2、受益戸数、人数及び利用料金は幾らか。

3、受益戸数、人数が30%減になった場合の利用料金はどうなるのか。利用料金については、集排事業全体のプール計算なので、村全体の受益戸数、人数が30%減の場合の試算で結構であります。

玉川処理場について。

1、取得済み処理場用地の使用の可否。使用できない場合は、代替地の選定、取得の進捗はどうなっていますか。

2、平成31年1月に取得した用地への建設が不透明になったことにより、供給開始計画に及ぼす影響は。

3、計画受益戸数、人数及び利用料金は。

4、玉川処理場に竜崎処理場を集約することにより、人口減によるリスク回避、処理場建設コスト、メンテナンス費用の低減、受益者負担の軽減になると考えます。検討する価値があると思いますが、村長の考えを伺います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

旧駒木根工場跡地の再開発についてであります。まず1点目の跡地の再開発計画の内容につきましては、平成29年に工場が閉鎖され5年が経過し、議員ご指摘のとおり、老朽化が激しい建物となっており、そのまま放置すれば倒壊する危険性や適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態にあります。

村といたしましては、工場、倉庫、事務所を含めた建物と土地について、村が一括取得して、空き家となっている建物については、国の空き家対策総合支援事業を活用して解体取壊しと整地を行った上で、遊水地整備計画に伴い移転される方々の受皿用地として、また、人口減少対策に係る住宅用地として、さらには、にぎわい創出のできる商業施設用地として、周辺地域の活性化を図りながら、玉川村の玄関口である泉郷駅前の生活環境を整備したいと考えております。

次に、2点目の工場跡地面積、事業のスケジュールにつきましては、工場跡地面積が地目が宅地で合計7筆、6,381.11平方メートルであります。事業のスケジュールについては、令和4年夏頃までに建物、土地を取得し、その後に解体のための実施設計を行い、令和5年3月までに建物の取壊しを完了する予定としており、取り壊す建物の面積については、工場、倉庫、事務所など含め、建物12棟で延べ床面積2,445.90平米となっております。

なお、更地後、令和5年度に用地の造成などを行う計画としております。

次に、集落排水の竜崎処理場についてであります。1点目の移転改修につきましては、遊水地計画の説明があった当初の段階から、国に対して移転ではなく遊水地群整備の計画範囲から除かれるよう働きかけをしており、国では、現在、計画地外とすることで最終調整を行い、今月末か4月始め頃には決定される見通しであります。

2点目の受益戸数、人数及び利用料金につきましては、一般住宅の定住戸数が349戸、商店や工場などの流入施設が22戸の合計371戸となっており、人数も定住人口1,004人、流入人口が240人で合計1,244人となっております。

料金については、戸数割料金2,619円、人数割料金が523円で、単純計算すると1月当たり約160万円で、年間だと約1,920万円となります。

3点目の定住の人口と戸数が3割減となった場合の利用料金につきましては、年間で約520万円の減となります。

次に、玉川処理場についてであります。1点目の取得済み処理場用地につきましては、

遊水地群整備の計画範囲内になるので、現在、代替地を選定し、国とともに用地取得へ向けて交渉を行っております。

2点目の供用開始に及ぼす影響につきましては、当初の計画では令和2年度に施設の詳細設計、令和3年度、4年度で施設を整備し、令和5年3月には一部供用開始を見込んでおりましたが、取得済み用地への建設が不可能となったため1年遅延し、一部供用開始は令和6年3月を見込んでおります。

3点目の玉川地区の計画受益戸数、人数及び利用料金につきましては、565戸で計画処理予定人数は2,490人となっており、現在の利用料金単価で全戸供用開始の条件で計算しますと月額約278万円、年間約3,338万円を見込んでおります。

4点目の玉川処理場への竜崎処理場の集約の検討につきましては、施設の集約について、まずは当面、玉川処理場の早期完成と遊水地整備計画に伴う竜崎処理区の管路の布設替えなどを優先すべきと考えております。

また、処理場建設コストについても、現在の玉川地区農業集落排水事業計画では、平成30年度に国の認可を受けており、この計画変更には、再度、全体設計を見直すとともに処理場に係る処理人数変更に伴う設計見直しや管路の太さ等の再計算など、今までの調査設計費用同等の費用を新たに要することとなり、調査設計に要する期間も数年間を要するものと考えられます。

さらに、竜崎処理場建設事業や災害復旧事業の費用に要した国庫補助金の返還や処理場取壊し費用などを考慮すると、必ずしも建設コストが低減されるとは限らないと推測しております。

これらのことから、現在は集約について検討をしておりませんが、将来的には施設の老朽化対策や急激な人口減少によるメンテナンス費用や受益者負担の増大の影響等が危惧される場合は、集約も選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、駒木根工場跡地の件ですけれども、1点目は有害物質等の土壌汚染はないのか、そういう心配はないのかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の再質問についてお答えいたします。

土壤汚染につきましては、かなりの期間、ベアリング切削ということで行っておりますので、オイル等の心配があるのではないかとということでオイル等の土壤汚染の調査を実施しております。

なお、新年度においても、そのような状況が増えるのであれば再度調査するというように考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） それでは、なお一層の安全確保ということでお願いしたいなと思います。

続いて、この案件に係る令和4年度の予算は幾らでしょうか。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の再質問についてお答えいたします。

まず、先ほど村長からの答弁がございましたように、土地取得という部分はございます。公有財産購入費としまして1,400万、それと建物の解体ということで7,000万ほど予定しております。

なお、実施設計について、一応500万を予定しております。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） ただいまの予算の支出の部分を説明しましたが、これについては、先ほど答弁がありましたように、空き地対策総合支援事業ということで、村が取得して取り壊す場合に国から3,000万円の補助がいただけるということで、5分の2の補助を使いまして取り壊すという予定でおります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 了解しました。

3点目なんですが、住宅用地、商業施設用地に整備したいということですが、その造成、分譲、販売については、村がやるのか、あるいは民間不動産業者がやるのか、その辺、現時点でどんな考えをされているかお伺いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま1番、須藤議員のご質問でございますけれども、現時点にお

いて、主体になる部分がどこかというのははっきり決まっているわけではございません。今後、令和4年度の取得の中でいろいろと検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 了解いたしました。

大変大きな効果を期待されておりますので、スムーズな事業執行をお願いいたします。

次に、集落排水処理場についてであります。先ほどの答弁の中では、竜崎処理場は現状のままで遊水地内ではあるけれども、計画範囲そのものを見直し、計画地から除外する。玉川処理場は代替地を選定中であると。しかし、これは答弁はなかったんですが、事前調査によりますと、玉川処理場の代替地候補地についてもまた遊水地計画地内であります。

12月の定例会で竜崎、中地区の立ち退きは最も知恵のない手段であると申し上げました。竜崎処理場と玉川処理場の遊水地内稼働と民家の立ち退きは矛盾しているように思います。なかなか理解ができませんが、理解できるように説明をお願いできますでしょうか。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまのご質問でございます。

竜崎処理場並びに玉川地区処理場の遊水地内の計画と民家の立ち退きとの矛盾というようなお話でございますが、竜崎処理場、玉川処理場とも多くの方々にご利用いただいている、これからご利用いただく処理施設でございます。これらに係る負担というのがかなり大きなものになりますので、これについては国にお願いを申し上げまして、できればその遊水地計画外にしてほしいというようなことで要請をしております。

竜崎処理場については、先ほど村長の答弁にもありまして、今月末か4月上旬には除外していただくというようなことで決定される見込みとなっております。

玉川処理場につきましても、同様に遊水地計画内ではなくて、遊水地計画の外側に一応代替地を求めておりまして、それらについて今、地権者の方と交渉を進めております。

当然、それであれば家の立ち退きも計画地外としてほしいということもあろうかと思いますが、処理施設につきましても、多くの住民の方々への影響が多々あるというようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） どうも頭悪いせいかよく理解はできなかったんですが、村で説明できなければ国土交通省なりに問合せをして明解な回答をほしいなと思います。

次の質問に移ります。

現在、川辺、竜崎、須釜の処理場が稼働しておりますが、それぞれの総工事費、処理場建設工事費プラス管路工事費はそれぞれ幾らでしたか。また、玉川処理場の総工費は幾らになる見通しでしょうか。お尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの質問でございます。

各集排の処理区の工事費でございますが、処理場と管路工事合わせての金額になります。川辺地区が総工費で12億3,600万円、竜崎地区が16億8,000万円、須釜地区が17億円となっております。

玉川地区につきましては、今まで令和4年度計画が8億7,000万になっていますが、今まで8億8,000万、プラス今後、14億5,000万、トータルしますと約32億円ほどの工事費を予定してございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 川辺12億、竜崎17億、須釜17億、玉川32億、合計で78億円ということになります。78億円ですよ。

処理場の受益者、これは定住人口だけに限って言いますと、約3,940名、4,000人弱です。おおよそではあります。村の人口6,300人のうち4,000人、約63%ぐらいであります。つまり、78億円の施設を60%の村民しか恩恵を受けていない。逆から言えば村民の2,300人は集落排水に関係ないということです。これをどう考え、どう不公平をなくすのか、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま1番、須藤議員からのご質問でございますけれども、この集落排水事業につきましては、川辺地区が平成6年から供用開始しているものでございまして、その以前に玉川村の下水道化構想計画を立てまして、当時、現在も合併処理浄化槽ということで個々の家庭に対しては対応しているわけでございますけれども、その合併浄化槽とか、公共の下水道化構想、国土交通省の補助事業、あるいは農林水産省の現在やっております農業集落排水事業でやろうかというような決定をされまして、そして村は農業集落排水事業で進めましょうということで決定がされました。

当時からその多大な費用がかかるというのは分かっておりまして、その恩恵に浴せない家庭については合併処理浄化槽等でやりましょうと、費用対効果の部分があつて、これ何でも

そうなんですけれども、必ずしも100%というわけにはいきませんので、当時の玉川村の下水道化構想計画に基づきながら今日整備をしている状況でございますので、その辺ご理解賜りたいなというふうに思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 今後も不公平感の是正というか、同じく公共のサービスを受けられるような、そういうことを念頭に進めてほしいなと思います。

次に、集落排水事業に令和4年度は一般会計から1億5,600万支出される予定であります。一般会計は本来、民生、福祉、教育、産業の振興等に使われるべき大切な予算であります。今後、玉川処理場稼働後は、一般会計から集落排水への支出はどうなるのか、どのくらいの金額になるのか、もし試算ができていれば伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの須藤議員のご質問でございますが、一般会計から農業集落排水事業への補助金で予算化してございます。

今年度につきましては、農業集落排水事業が今までの一般会計の特別会計ではなくて、企業会計というようなことになりました。企業会計ですと、当然、自分のところの財源でその企業を運営するというのが本来の趣旨でございますが、初年度ということもございまして、内部の留保資金等が全くございません。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、大きな金額の工事等を行います。それらに対しまして、令和4年度につきましては、多額の補助金を予定してございますが、玉川地区が供用開始となりますと大きな工事等がございません。それらに係る維持管理費が主なものとなりますので、今年のような大きな補助金ではなくなるというようなことで予想はしてございますが、今のところその数字については算定はしてございません。

農業集落排水事業の事業に関する補助金でございますが、国庫補助金が50%、県費が3%、残りが起債で借ることができます。起債を借りました中の元利償還金の50%につきましては、後年度で普通交付税に参入をされます。その普通交付税につきましては、一般会計に入りますので、それらの費用も含めると単純に村民の方からいただいた税金が全て補助金ということではなくて、その起債に係る普通交付税もその補助金の財源となっているようなこととございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 今後の一般会計からの支払いについては、明確な数字はなかったんで

すが、ただ玉川処理場については、今まで8億7,000万、今年8億8,000万、来年度以降が14億5,000万ということで、ますますその工事費というか、財源も、財源は仮に交付金で来たとしてもそれで全部が賄えるはずがないので、起債とかいろいろそういうことになると思いますので、恐らく今よりも一般会計からの持ち出しは増えるんじゃないのかなと、そういった心配をしております。

人口はどんどん減っています。借金はどんどん増えていきます。一般会計はどんどん硬直化しています。10年後、20年後を考えたときに今、何をなすべきかと自問自答をしながら質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 徳 清 君

○議長（須藤利夫君） 次に、6番、小林徳清君の発言を許します。

6番、小林徳清君。

〔6番 小林徳清君登壇〕

○6番（小林徳清君） ただいま議長から許可を得ましたので、さきに通告しておきました3点についての質問に入らせていただきます。

まず、1点目、竜崎上代地区についてであります。

遊水地計画範囲が示された移転予想対象者の中には、専業農家が多数おります。附属建物の作業小屋、機械小屋などを住居部分と分けて継続を図りたいとの声もあり、上代地区は耕作盛んで古辺田に抜ける利便性の高いところであり、農業施設移転先として望むこの地区について伺います。

①竜-19号線は国道から上代地区を通り古辺田に行く村道、道幅は旧態依然の狭さで、施設移転先の交通を考え、拡幅整備すべきではありませんか。

②地区周辺開発を見込んで上下水道の布設する考えは。

③この地区農地の種類は、第1種か、または第2種ですか。1種ならば2種となる方策はあるか。

④農地転用の必要ない施設面積の決まりは2アールまでと知りますが、超える場合の必要な許認可は。

⑤この地区は上代遺跡があるが、発掘調査と費用の負担は誰が負うことになるのでしょうか。

2点目、遊水地対応についてであります。

計画内の農地測量と現地確認は進行中ではありますが、それ以上の進展の情報がない現状に、移転予想対象者は対処の仕方がない日々、不安、困惑な状況にあります。住民に寄り添うとのさきの答弁に対して伺います。

①意向調査と村からの意見要望書を国に提出されたその内容と回答は。

②移転予想対象者を地区ごとに招集して、村当局が出向いて移転地案を丁寧に説明し、意見を聞いていくべきではありませんか。

③おの希望地を聞いて、移転先が分散の場合、インフラの整備はどうなるのでしょうか。

④意向調査文面に「必要不可欠」の文言が入っていたのはなぜでしょうか。

3点目の竜崎、荒池堆積土砂の浚渫についてであります。

荒池は境沢川を上境沢と馬場作田地内でせき止められてつくられたもので、長年にわたり多大な恩恵と地域へ潤いを与えてきましたが、岩法寺地区地内を流れる金堀川から流れ込んだ土砂の堆積で池上流部の大半が埋まっています。池本来の機能が失われております。浚渫して用水、大雨時などに流量調整し、下流域の洪水被害軽減を図るべきと思うので、村長に考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

竜崎上代地区についてであります。1点目の竜-19号線の拡張整備につきましては、今回の遊水地群整備事業による移転対象予定者で上代地区への移転希望が1件あると聞いておりますが、地元からの請願や陳情による整備要望のある路線ではなく、利用についても農作業用車両のみの状況と思われまますので、現時点での拡張整備の計画は予定しておりません。

2点目の地区周辺開発を見込んでの上下水道の布設につきましても、現在のところ予定はしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

3点目の竜崎上代地区の農地区分につきましては、農地転用許可基準から判断して、第2

種農地に該当するものと思われます。

4点目の農地転用許可の必要のない案件につきましては、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する農業用施設等に供する場合には、2アール未満の農地に限り農地転用の制限の例外とされております。したがって、これ以外の案件については農地法による転用許可が必要になります。

5点目の遺跡調査に係る費用負担については、埋蔵文化財に係る許認可等の権限を有する福島県に今回の遊水地計画の概要を説明した上で確認したところ、原則として事業を実施する者の負担になるとの見解が示されましたので、移転を希望する当事者が費用を負担することとなります。

次に、遊水地対応についてであります。現在、国が行っている用地調査については、測量調査と現地確認調査が本年1月に終了し、今月中旬から用地測量に基づいた結果の確認を行うとの連絡がありました。

また、令和4年度は、竜崎から成田へ向かう村道I-9号線、旧農免道路付近と北側の用地調査と家屋調査が実施される計画と聞いております。

1点目の令和3年6月実施の意向調査の内容につきましては、大項目として、1つ、令和元年東日本台風の浸水被害状況、2つ目、国が開催した遊水地計画説明会への出席の有無、3つ目、宅地移転について、4つ、田、畑、農業用施設などの代替地希望調査、5つ、今後の営農について早い段階での意向調査を実施いたしました。

回答結果につきましては、対象者334名、回答者236名、回答率70.7%で、令和3年9月8日に地権者全員と事業実施主体である国に調査結果内容を報告し、その意向調査の結果を基に、昨年9月15日から10月1日にかけて国が各地区、組単位での意見交換会を開催して、要望や意見、質問などに対する回答をしておりますが、国においては、引き続き必要に応じての説明会などを開催し、住民の意向や要望などをしっかりお聞きしていく予定と聞いております。

2点目の移転地案の説明につきましては、用地調査後、国から遊水地計画の具体的な範囲が示されましたら、意向調査の中で宅地や農用地等の代替地を希望されている方々のご意見を再度お聴きし、村民の皆さんに寄り添って丁寧にきめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

3点目の移転先が分散した場合のインフラの整備につきましては、まずは農地転用許可及

び建築確認許可等の許認可や、加えて、集団移転が可能で地域コミュニティが確保される区域を優先的に考えておりますので、それ以外については個別に具体的な相談をいただきながらそれぞれの事案に応じて丁寧に対応してまいります。

4点目の意向調査に係る「必要不可欠」の文言につきましては、過去に本地区においては何度も水害の被害に遭っており、住民の中には自費で高台への移転をなされている方もおりますが、本事業で移転を余儀なくされる方々においては、今回の事業で国の補償を得ながら安全な場所への移転が可能となり、住民を守るために不必要な事業ではなく、これまで度重なる水害によって甚大な被害を被ってきた歴史からの抜本的対策を図れる事業であり、災害から村民の生命財産を守るために必要な事業であるとの認識からの文言であります。

次に、荒池の堆積土砂の浚渫についてであります。荒池については、防災重点事業用ため池に指定されており、また、令和4年2月15日付で、管理者である竜崎区長より浚渫工事に関する要望書も提出されておりますので、今後、現地調査などを実施し、豪雨等による周辺農地への影響や下流に位置する住家、JR路線等への影響などを確認した上で、県を通して国に事業の必要性の有無を含めて協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、順次、1点目から再質問させていただきます。議長から言われていますように、迫力を持って正せというから迫力持って言います。

まず、1点目の①、②に対しては、非常にけんもほろほろ、けんもほろろですか、非常に非情無情な予見された答弁であります。ただ現在、予定してないと、そういうような答弁であります。もし区長から陳情なり請願が出れば計画をするということでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま小林議員のお質しの件でございますけれども、区長からの請願、陳情によって変わるというのは、そういうふうには考えておりません。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほど私の聞き違いではないと思いますが、区長から請願要望が出てないから計画してないと言いましたよね。そうしましたらば、出れば計画するというふうに捉えてもいいんじゃないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま小林議員のご質問でございますけれども、特に先ほど答弁し

たとおりでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 押し問答やめましよう。

それと、⑤番のこの上代遺跡があるんですね、あそこには。上代遺跡がありまして、もしあそこに2アール、要は60坪ですか、そこまでの範囲で建物造ることは何ら許可も要らないというふうなことでありますが、その遺跡の発掘調査はこれ自己負担だと、事業者負担だと答弁されましたが、この好きであそこに行くわけでないんですよ。国の強制的な事業によって追いやられるわけです。行くところがなくてあそこにそういうふうな、せめても農業用施設を造りたいというふうなときに、たまたまその遺跡が出たときに、その遺跡の事業負担は事業主だというのはあまりにも非情だと思ひませんか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の遺跡調査に係る費用負担についてでございますが、原則その事業主が行うというようなことで教育委員会のほうで県と確認をしてございます。

今回、移転される方につきましては、当然負担も大きいものですし、住民の方々に丁寧に寄り添っていかなければならないというようなことで考えてございますが、今回の事業が国が事業実施主体でございます。国のほうで移転に係る費用等についても補償がございます。その中でそういったこと、その遺跡調査の費用等が含まれるかどうかということは確認してございませぬが、村が負担して全ての費用を負担してやるということはなかなか困難と思われまますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この費用の負担のことでございますが、以前に私が区長のとときに竜崎地区にお墓がないということでお墓にしようということをお願いしましたら、そこにも遺跡が出るということで、その発掘調査は村が負担した、そういうような経緯もあるんです。

ただ、今回、国によって移転を余儀なくされる人への費用の負担も当然、村のほうからそういうふうな発掘調査に係る費用も負担に含むべきだというふうにいただければ助かると思ひます。

では、次に、2点目の遊水地対応についてであります。

①の意向調査と村からの意見要望書というふうなことで書いてありますが、私は意向調査に基づくものと村からの意見要望はと聞いているので、私の質問と答弁がかみ合っていないよ

うに聞こえています、いかがでしょうか。村からの意見要望と国からの回答についてお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問についてお答えいたします。

村からの意見要望について、国のほうに提出されたかということでございますが、国についてはまだ計画がはっきりした確定ではございませんので、現在のところ、3町村で福島県のほうに県知事宛てに要望を3項目、大項目でございますが、3項目の要望をしております。国についてはまだしておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 個人から意向調査しまして、それを国のほうに送っているじゃないですか。当然それらのことに対する回答というのはないんですか。

それから、まだその範囲が決まっていないから村から何も言ってないということは、あまりにも怠慢じゃないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、その要望ということでございますが、その要望書の提出だけが要望ではないというふうに我々認識しております、例えばそのやり取り、これだけの大規模プロジェクトの推進でありますので、多くのことを我々的にも国に対しては要望していきたいというふうに考えております。

その手法といたしましては、何度か打合せをやっておりますので、そういう中でしっかりとやるべきことは言っていきたいというふうに考えております。実際に、これまでも何度かやり取りさせていただいたそういう項目をしっかりと進行管理をしていく中で、ここまでは応えてもらった、ここからはまだ検討中だ、今後どうするんだという部分については、しっかりと進行管理をしながら要望管理をしていきたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） このことは9月の定例会に私もやっているんですが、村からの要請というふうなことで言っていますよね。それは当然、いいからとかそういうことでお願いするというふうなことを言っていますが、例えば村からの要望は遊水地に買い上げられることによって当然、固定資産税とかそういうのも減るわけじゃないですか。そうすると、税の減収

補填をしてくれとか、そういうふうなことなどあるじゃないですか。当然、税が減る、固定資産税関係減るわけですから、そういうふうな減収はどういうふうにしてお願いしていくんですか。これからですか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

例えば、今お質しの固定資産税の減収等につきましても、これだけ大規模プロジェクトを進めるに当たりましては、今までの制度にないからできませんと言うのではなくて、なければ新たな制度をつくってもらうということも含めてお話をさせていただいております。

そういう中におきまして、これだけ減収したものについて、じゃどういう対応の方法があるんだということについても、国のほうに対しては検討を求めているところでございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、②番のほうにいきます。

②番の移転予想対象者、答弁では予定者というふうに答えていますが、予定者というのは決まっていることですから、予想される予定者ですよね。この竜崎なら竜崎、中なら中、小高なら小高と、その地区ごとに当局、要するに村から出向いて行って、その予想される方々を参集し、招集してやっぱり村から移転地案を示して丁寧な説明をして、皆さんの意見を聞いていくべきではないかと私言っているんですが、ちょっとこの辺も答弁がかみ合わないような気がするんです。

移転先がある方、たしか前の意向調査だと60%ぐらいの方が行くところがないんだというふうな意向調査に基づく回答でありましたと記憶していますが、そういうような方々、非常にそういうような方々をこのまま村当局が関与しないとといいますと、母畑ダムのあのときの移転のように1軒くらいしか残らないようなことになってしまいます。だから、当然、村から竜崎なら竜崎に出向いて行って、事前に通知しておいてやっぱり説明すべきではないでしょうか。そういうふうにはならないでしょうか。

さきの答弁では、個々に出向くというふうなことありましたが、1件1件崩していくというやり方はこれはうまくないと思いますので、やっぱり一堂に参集してみんなの意見を聞いていく、そういうようなやり方が僕はいいと思うんですが、いかが思いますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま小林議員のご質問の件でございますけれども、議員おっしゃるとおりで、村もそういう考えでは基本的にはおります。ただ、まだ移転対象予定と決定し

ているわけではございませんので、ある程度国の推移、あるいはその国の説明等を見ながら対応してまいりたい、そのように考えております。

8月1日から対策室を設けているいろいろやっておりますけれども、まずは国からの正式なそういう説明会の中で遅滞なく対応してまいりたい、そのように思っていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、村長から同感を得ましたので、ぜひぜひそのように範囲が決まったら皆さん来ていただきまして説明してやってください。

④番の……③番ですか、③番、このさきの答弁にもありました希望地が皆さんが希望するところが移転地ですよというふうな、僕はこちらから投げやりの言葉だと思いますが、希望地がおのおの別々なところにあつたらインフラの整備がとても大変だと僕は思いますので、ある程度、集団移転というふうなことになるのかどうか分かりませんが、ある程度の戸数をまとめて移転、もちろん希望は聞きますよ。ある程度、戸数をまとめて移転先を案を示して、そこにインフラ整備をきちっとやるべきだと思いますが、別々にやったときには個別に対応するというふうな、そういうような答弁だったと思いますが、そういうふうなことをすべきだと思う、これは意見として申し上げておきます。

それから、④番のこれが非常にこの怒りを買っている文言であります。これは、これは当然、公文書でありますよね。石森春男で出ていますから公文書であります。遊水地に係る、遊水地計画に係る民意意向調査（依頼）についてであります。その依頼文書の中に「必要不可欠な事業でもあると考えておる」とこの文言は非常にこの怒りを買っている方がおります。

このことに対して私、聞きますが、このなぜその必要不可欠だ、5月28日に説明あつて突然、あんたら移転ですよと言われた、もう皆さん大変動揺と困惑と不安であれからもう眠れない日を送っている方がいっぱいいますよ。そして意向調査すべきだという私の説明会で言われたことに対して、意向調査やっていただきました。その文言のこの「必要不可欠」はあまりにもこの配慮がなかったと思いませんか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 現在、ただいま小林議員からのお質しの件で「必要不可欠」の文言でございますけれども、その文言で相手に不快な思いをさせたというような部分では陳謝したいというふうに思います。

ただ、先ほど答弁しましたように、過去に昭和61年、あるいは平成10年、平成23年、令和

元年ということで大きな災害をたくさん受けておりますので、そういうのを判断しながらその文言を使わせていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、村長があ言葉は不適切でしたと、陳謝すると言っていました。村長は陳謝しますということでもあります。

非常に答弁上で言われたことは、後づけの言い訳でしかないんです。言葉は人を傷つけたり、時には殺したりもします。武器よりも恐ろしいことにもなりかねません。ましてや、文言として印刷されたものを配布したら、それはずっと残ります。言葉は言った、言わないで言い争いになるかもしれませんが、文書に書いたことはずっと残ります。これはこれからの文書出すときに公文書には非常に気をつけていただきたいと思います。

以上であります、それでは、3点目の荒池の土砂の浚渫についてであります、2月15日に請願が出ていると答弁されました。この事業はたしか令和2年から6年までの5年間の国の財政支援事業でありますよね。たしか7割だと思いました。

当然、その事業に乗かって川辺の荒池が浚渫やっています。この竜崎も非常にこの大きな池にもかかわらず、もうほとんど池の上流のほうがほとんど埋まっているんですね。だから僕は川辺でやったんだし、いい事業だと、これは財政支援あって地方起債起こして、その後、交付税で返ってくるような事業でしょう。

だから、これはぜひ取り組むべきじゃないかということで質問に至ったわけですが、区長のほうからも私と同じような気持ちで出ていたということで前向きに取り組んでいただけるようになると思いますが、この前にも聞いています。当然、記憶していると思いますが、川辺はたしか面積が1万4,800平米でしたね。たしか、そして貯水量が10万立方、そういうような答弁だと思いますが、荒池の面積と貯水量、推定される貯水量は幾らか分かりますか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、議員おっしゃられました2月15日付で川辺区長からお出しいただいたのは請願ではございませんで、要望書でございます。要望書が出されております。あと、荒池につきましての面積については、現時点では把握しておりませんが、ため池台帳によりますと有効貯水量は6万4,000立方メートルというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 図面から私、追ったんですが、多分ですね、多分、面積は3万4,000平米、およそ3町4反ぐらいだと思います。だから、その面積の大きさからして川辺1万4,800でしょう、要するに2.2、3倍あるんですよ。推定貯水量はあまりに低いと思いませんか。私から言うと20万立方くらいはためられるんじゃないかと思えます。

長沼のダム決壊しましたね。あそこが150万立方だそうです。面積は20町歩とたしか書かれていたように記憶していました。ちょっと貯水量少ないと思いませんか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問でございますが、私が現在、答弁させていただいておりますのが、ため池台帳ということで村で整備しておる台帳を基に答弁させていただきました。

それによりますと、有効貯水量は先ほどの繰り返しになりますが、6万4,000立方メートルというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 課長が再度そうおっしゃるんだから、それでいいんでしょう。池の大きさにもよるんでしょうからね。それはそれで結構です。非常にいい事業でありますので、ぜひ前向きに検討して実施にこぎ着けていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、6番、小林徳清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。

10分間休憩いたします。

(午前11時15分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告しておきました2点につきまして質問をいたします。

1、遊水地について。

本年度より用地買収が行われます。そこで次の点についてお伺いします。

①地権者の方々がなかなか地権者会をつくることができないため、村が働きかけることにより地権者会ができないか。

2番、村道について。

中-16号線の工事について何点か伺います。

①総工事費は幾らか。

②3か所の測量費は幾らか。

③地権者と内諾、本契約はいつか。

④工事費入札決定価格と入札結果は幾らか。

⑤事業費のうち、県交付金、地方債、一般財源は幾らか。

⑥工事中の中で、水道、下水工事は行われるか伺います。

よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

遊水地についてであります。村主導の地権者会の設立につきましては、本村において過去に実施された大規模な事業に係る用地買収の際には、各地区の地権者会や村の地権者会が設立された経緯もありますので、今回の遊水地群整備事業についても、地区住民の方々の意向確認や村の関わり方などについて確認するとともに、国への要請や調整方法などについて

も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、中-16号線工事についてであります。1点目の総工事費につきましては、建設に係る設計及び工事費で概算約2億5,000万円を予定しております。

2点目の3か所の測量費につきましては、中-16号線全体の測量費は約3,700万円で、令和3年度着工の第1工区が3,800万円、第2工区が4,400万円で、令和4年度以降に交付金が確定され次第、第3、第4工区の工事を予定しております。

3点目の地権者会との内諾につきましては、令和2年10月に得ており、本契約については令和3年9月から順次手続を行っております。

4点目の工事費の入札予定価格と結果につきましては、第1工区の予定価格が3,814万3,600円で落札額が3,756万5,000円、第2工区の予定価格が4,398万9,000円で落札額が4,310万9,000円となっております。

5点目の事業費の財源の内訳につきましては、全体事業費を現在計画している約2億5,000万円として、今年度の交付率で計算すると国交付金が52%で約1億3,000万円、村債が約1億800万円、一般財源が約1,200万円となっております。

6点目の水道と下水道工事につきましては、本年度、全線改良後に計画しておりましたが全線改良には至りませんでしたので、次年度での実施を予定しており、令和4年度上水道事業会計及び農業集落排水事業会計に当該工事の予算を計上しております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） では、それでは早速ですが、遊水地の地権者会につきまして1点を伺います。

今年度予算に補助金として地権者会運営の名目で30万を予定をしておりますが、これはいつから着工する予定ですか。伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 4番、石井議員の再質問についてお答えいたします。

令和4年度、新年度当初予算のほうに地権者会の運営に関わる補助金ということで予算項目を上げさせていただきました。これについては、事業が国のほうから3月下旬、4月にかけて説明がございますので、それを受けながら実施したいと、早急に実施したいという考えを持っております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 早急にという話なんですけれども、一応、国のほうでは3月下旬に竜崎地区の最終的な場所を設定するという話は聞いているんですけれども、あと説明会が5月か5月連休上がりかという話は聞いているんですけれども、そうするとこの地権者会のつくり方もちょっと変わってくると思うんですよね。

ただ今回は、土地と関わる人とハウス関係の係る方、それから住宅を移転しなくてはならない方、この3種類があるんですよね。この3種類をどのような方法で地権者会をつくるか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 4番、石井議員の再質問についてでございますが、今回、地権者運営ということで予算取りはしておりますが、先ほど話がありましたように、地権者、土地の権利があるだけの方ではなくて借りてつくっている方もいますので、鏡石、矢吹町を参考にしますと協議会というような名前で所有権以外の方も取り組んでおりますので、そこら辺の調整もできますので、地区住民の方の意見を尊重しながらつくっていくというのが最優先かなと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 相談しながらなんですけれども、特に住宅移転の場合、1年、2年では済まないんで、結局、完成移転するまでの期間があるので3年、4年、5年とこうかかるんで、やっぱりその方々の意見を集約するには大変な地権者会の方々も大変だと思うんですよね。

そういうもんで、結局、ハウスだったら借りてやっている方が今度移転する場所を探すにも大変な、やっぱりその地権者の意見をどういうふうにして対策室としては進めていくのか。あと、何ていうのですか、これはあと4年度は30万見えていますけれども、これは地権者会のほう、結局、1年、2年では終わらないと思うんですけれども、最低何年を目標としてこの地権者会を管理するか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 4番、石井議員の再質問でございますが、予算については単年度、単年度で対応していきたいと考えております。国のほうの事業スケジュールにおきましては、令和10年ということになるとそこまで地権者会としては行くかとは思いますが。

令和4年、新年度につきましても、意向調査ということで再度、行う予定でおります。去

年実施されました意向調査については、5月下旬、6月1日に説明あって、その直近すぐやって、やった概要の内容の計画でございましたので、それより突っ込んだ意向調査となると思います。

意向調査については、別枠で予算化しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） いろいろこの令和10年までの間隔なんですけれども、やはりその地権者会に名のりを上げる方はなかなかいないと思うんですよね。結局、地元でも早く言えば、何というんですか、責任を4年なら4年をやるのが大変だとか、管理をするのが大変だか、区長の場合は1年で終わるんですけれども、この地権者会の場合は早く言えば役員になればその令和10年以降というか、11年までは担当しなれないと思うんですよね。やっぱりそれを村としてアドバイザーとしてやっていかなんないの、ぜひこれを地権者会をつくるのにも村当局として、いろいろ情報とか意見を聞きながらスムーズに早めにこの地権者会をつくらないとなかなか進まないと思うんですよね。

結局、今年の春以降か、7月頃、夏以降だと思うんですけれども、中村あたりからはもう買収の話が出てきているので早めに地権者会をつくっていただいて、地権者を安心して買収とか移転を余儀なくされる方々の、何ていうのですか、補佐役を必ず村として早めに地権者会をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、村道中-16号線の工事なんですけれども、これは総額2億5,000万と予定されています。その中で、この2億5,000万なんですけれども、最初に3路線ですか、最初に見積り、何というか、測量して土盛りが大変だといことで3か所測量したと思うんですけれども、その最初の金額は幾らかを伺います。最初の一番最初のですね、信号のところまでの総工事は幾らか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの石井議員の再質問でございますが、今回の路線を検討しますときに3か所、測量をかけて費用の概算を見積もってございます。令和2年9月の小針議員の一般質問でもお答えしておりますが、1つ目の法線案というのが、学校林のありました村の所有地を最大限利用いたしまして、こぶしの里の交差点つなぐ法線であります。延長が約666メートル、切土の小段が最大で6段になります。残土の量が67万立米、概算の工事費で23億3,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 最初の計画が23億ということは、大体、21億減額なったと思うんですけども、やはりこの村の財政も厳しいので総額が少し安くなったということは大変、役場の職員さんがやっていただいたと思うんですけども、やはりこの最低でも2億5,000万はかかるので今後ともよろしくお願いします。

そこで、もう一点なんですけれども、3番の地権者の中で何か一部なかなか内定というか、決まらなかった地域があるという話は聞いたんですけども、これは区の財産とか、そういう関係なのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの石井議員の再質問でございますが、地権者の内諾を得てから契約までの期間の中でなかなか条件が整わなかった件でございますけれども、代替地に係る条件を整わせるために、財産区さんとの用地交渉をしてございました。

先ほど申し上げましたとおり、令和2年の10月には地権者会、財産区さんのほうで代替地については協力しますよというようなお話をいただいたんですが、その際にはまだ地権者会で総会を開いてなかったということで、その後、総会の中で再度検討されて現在、契約に運びになったというようなことでございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今の話だと総会がやっていなかったからなかなか決まらなかったということなんですけれども、やはり土地関係の買収とかそういう関係なので、スムーズに行ってもらって工事できるのは、結局、中村でこれ区のほうでも請願しておりますので、うまくいったかなと思います。

そこで、④番の工事費の入札につきまして、1工区と2工区がありますけれども、ここが最初1工区に対して何者くらい入札の希望者がいたか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） 第1回目の工事並びに第2回目の工事につきまして、全て村内5者が指名をしております、皆さんそれぞれ札を入れていただいております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） この2工区の入札予定価格なんですけれども、4,393万9,000円、そして落札が4,310万9,000円、パーセントとしては九十何%なんですけれども、これはあまりにも近いかなと思っているんですけども、村当局としてはこれが妥当だということになるん

だと思っんですけれども、このパーセントについてはどういふ何%かを伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの工事費に係る予定価格と落札の金額についてでございますが、入札をする場合に工事の内訳書というのを各会社さんで作成して、それも併せて札を入れます。入札の際には、その工事内訳書が適正なものかどうかというのを確認しながら入札を行っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） あまりにもパーセントが近かったのでお話をしたんですけれども、入札のやり方はいろいろあると思っんですけれども、なるべくこういう情報はなるべく早めに情報を流していただきたいと思ひます。

それから、5番は後でしますので、6番の水道、下水についてですけれども、これ一応、今年度予算を組んで来年度に、次年度ということは今年度に予算を組んでおります。その中に、下水、水道は入っているんですけれども、歩道は見ているんでしょうか。一応、スクールゾーンという名目で工事すると思っるので、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの石井議員の質問でございますが、歩道については、片側歩道で見込んでございます。上水道につきましては、歩道の中に入れる予定でございます。下水道につきましては、車道の片側というようなことで施工を計画してございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、歩道も一応入るということで、スクールゾーンというか、スクールのための学校の通行用ということで、歩道がなければ事故とかいろいろなことがありますので必ず歩道を造って工事をやってほしいと思ひます。

特に、出口ですね、ちょうどカーブなのでちょっと危ないかなと思っるので、あそこのだとラインというか、信号はつかないと思っるのでやはり交通のちょうど上から来る交通数あるので、その方法も対策として考えていただきたいと思ひます。

最後に、この事業費の財源なんですけれども、一応全体として2億5,000万、そして一応、交付金とかいろいろあるということで、交付金が52%で1億3,000万、村債で1億800万、一般財源で約1,200万となっておりますが、私が言いたいのは、この総額が2億だろうが3億だろうと構わないんですけれども、やはりその村債ですね、村の村債が大きくなれば借金が増えるということなので、やはりその交付金をうまく利用するのはいいんですけれども、在

り方をもう少し考えていただきたい。

あと、この交付金の村債とか一般財源とか、やはり我々議員が必ず知っておきたいというか、知るべきな項目なので、今後この事業に対しましては、この財源と村債とか一般財源の区割りを必ず説明いただければ、我々としても村当局と協力しまして運営をできると思いますので、今後ともこの全体の事業費だけでなくて内訳をぜひ今後とも議会のほうに報告をお願いしまして、私の質問といたします。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午前 11時48分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 小 針 竹千代 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

〔3番 小針竹千代君登壇〕

○3番（小針竹千代君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました4点について質問をさせていただきます。

1点目、成人式について。

今年4月より成人式の年齢が18歳に引き下げられますが、今後、成人式の対象年齢はどのようにするのでしょうか。成人式には、貸し衣装、前撮り写真等の予約が年々早くなり、そのことを考慮すると早めの決定通知が必要と思いますが、村の考えを伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症について。

新型コロナウイルス感染症は新たなオミクロン株の発生により、第6波は第5波の倍以上の感染になり、1月30日より3月6日までの期間で全国各地においてまん延防止重点措置が発令されました。そして、今日より県独自の感染拡大防止重点対策が31日までと発表になっております。そこで、次のことについて伺います。

①学校関係の事業で、卒業式、入学式等の事業は。認定こども園は。

②国・県からの新型コロナウイルス感染症対策の支援事業にはどんなことがあるのか。

3番目として、可燃ごみ収集運搬業務委託について。

石川地方生活環境施設組合12月定例議会において、可燃ごみ収集業者が玉川村だけなぜ郡外の業者なのかの質疑がありました。管理者から、業者委託は各町村に一任しているとの答弁がありました。石森村長も同席しており、村長の意見を求められましたが、議長が認めませんでした。この先も追及される可能性がありますので、郡外の業者にした経過及び理由について伺います。

4番目として、遊水地対策について。

12月定例議会の一般質問でも質問しておりますが、遊水地の対象になっている方の移転先の確保は、玉川村が最重点事項として取り組まなければならない問題です。1月中旬には用地測量に伴う土地境界立会いが実地されました。7月以降、用地協議が始まります。12月定例議会一般質問の村長の答弁の中で、具体的な遊水地計画範囲がまだ決定していないと言っていますが、この事業は確実に進んでいます。そこで、次のことについて伺います。

①遊水地以前から進めていた駒木根工場跡地、サンライト跡地等の空き家対策、空き地対策を早急に進める考えは。

②遊水地事業を利用して役場庁舎を建て替える考えは。

③中地区においても、遊水地ができることにより、長年にわたり取り組んできた多面的機能支払事業による交付金が削減されることとなるなど、区としても大きな影響を受けることになる。これを含めて、遊水地の存在する区に対する対策事業として、例えば中生活改善センターの建て替えなど、国に対しての要請ができないか。

④12月定例議会の一般質問で、住宅団地をつくるべきとの質問に対し、何か所か検討しているとあったが、検討されたのか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

成人式につきましては、これまで毎年1月に20歳を対象に成人式を開催しておりましたが、民法の改正に伴い、本年4月より成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。新しい成人式の在り方につきましては、成人となる18歳での開催は大学入試や就職活動の時期と重なるため、本人の負担増と参加者の減少が危惧されます。また一方、周辺自治体の動向も確認したところ、確認した市町村全てが20歳を対象とした祝賀会を検討していることなども踏まえ、施政方針でも述べましたとおり、本村ではこれまでと同様、20歳を対象として毎年1月に祝賀行事を開催したいと考えております。また、対象者への周知につきましては、今月発行する広報たまかわや村ホームページ等を活用して周知徹底を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。1点目の学校関係の事業につきましては、感染対策に万全を期し、来賓数も最小限に絞った上で、小学校、中学校、認定こども園において、それぞれ予定どおり卒業式や入学式を開催することとしております。新型コロナウイルスの感染状況は本村においても大変厳しい状況にありますが、各学校等においては安易に中止や縮小することなく、保護者のご理解の下、工夫を凝らしながら、予定された行事などを徹底した感染防止対策を取った上で可能な限り実施することとしており、現在まで本年度の教育課程を計画どおり進めてきております。今後も新型コロナウイルス感染防止を徹底しながら、引き続き学校と教育委員会との緊密な連携の下、子どもの学びを止めないという強い姿勢で取り組んでまいります。

2点目の国・県からの新型コロナウイルス感染症対策の支援事業につきましては、主な支援策として、感染拡大防止対策としては医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、PCR検査の環境整備、治療薬の確保等が挙げられます。また、社会経済活動の維持・再生に向けた支援策としては、雇用維持のための雇用調整助成金や休業要請等に応じた飲食店などに対する時短要請協力金、売上げが減少した事業者等に対する給付金等の交付金の創設、さらには新たな観光需要喚起のためのG o T oトラベル事業などがあります。これらの支援事業を活用し、本村が実施する主な事業としては、まず新型コロナウイルスワクチン接種に関連する一連の事業があり、ワクチン接種体制の環境整備や接種関連経費などには全額国の負担となっております。

本村におけるワクチン接種については、3回目の接種についてはこれまでと同様に村民の

皆さんの利便性等を考慮し、希望者を対象に期日・場所などを指定した予約不要の集団接種方式により実施することとしており、村内の医療機関の全面的な協力や村民の皆さんをはじめとする関係者のご理解とご協力により、先月2月23日より高齢者等を対象とした接種を開始しており、順次3月下旬、4月上旬にも集団接種を予定しております。引き続き接種を希望される方がより円滑に迅速に実施できるよう、万全なワクチン接種体制の整備に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をはじめ、コロナの影響を受ける事業者や生活・暮らしへの支援など社会経済活動の再開などに向けて、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されており、本村においても本交付金を活用し、感染拡大防止対策や経済対策などに取り組んでまいりました。令和4年度においても、令和3年度に引き続き、中小企業等経営支援事業、雇用確保支援事業、感染防止対策環境整備支援事業及びプレミアム商品券発行事業などを実施することとしており、本定例会に提案した令和4年度一般会計予算において、交付対象事業費1億1,039万3,000円、うち交付金として6,732万7,000円を計上しているところであり、本交付金を有効に活用しながら、引き続き感染拡大防止、社会経済活動の維持・再生に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、可燃ごみ収集運搬業務委託についてであります。本村の可燃ごみ収集運搬業務を郡外業者に委託している経過などにつきましては、石川郡内における一般廃棄物の処理業務は地方自治法に基づく一部事務組合である石川地方生活環境施設組合で共同処理をしており、委託業者の選定についても組合から各町村に委任されているわけではなく、組合の共同処理事務、組合業務として組合が業者の委託選定を行っております。なお、組合からは、本業務の委託に当たってはいわゆる廃棄物処理法施行令に規定する委託基準に沿って行うこととしており、委託業者の指名においてもまず町村の一般廃棄物収集の実績を有すること、そして町村の許可を有することなどを指名の要件としている旨、説明を受けております。

次に、遊水地対策についてであります。1点目の駒木根工場跡地の空き家対策につきましては、1番、須藤議員への答弁のとおりであります。また、サンライト跡地については、施設の除草などを実施している管理者がおりますので、空き家に係る対策は管理者が行うものと考えております。そのほかの空き家・空き地の対策につきましては、今回移転対象となられる方々の意向などを踏まえ、村としてできることに取り組んでまいります。

2点目の遊水地群整備事業を利用したの役場庁舎の建て替えにつきましては、遊水地事業

との関連事業としての理由づけが希薄であり、困難と思われませんが、まずは家屋や農地・農業用施設などの移転の対象となられた方々の対策を最優先に、個別に抱える課題や要望等をしっかりお聞きし、村民に寄り添って丁寧にきめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

3点目の多面的機能支払交付金事業につきましては、地域資源の保全管理などに有効であり、村としても長年の取組みに感謝をしております。遊水地群整備に伴う対象農地等の減少による遊水地の存在する地元区として、周辺の環境保全、管理等に及ぼす影響などについて、今後示される国の補償内容等を確認するとともに、生活改善センターの建て替えも含め、遊水地整備関連事業としての位置づけが可能で、必要とされる事業などについては、区としての意向などをお聞きしながら、国への要望等について検討してまいりたいと考えております。

4点目の遊水地群整備事業による移転対象者に対する住宅団地につきましては、竜崎地区において、令和元年10月に発生した台風19号による浸水被害の際に竜崎区長より提出されました浸水被害者等に係る宅地開発に関する要望書を基に、令和4年度において、村道竜-18号と交差する15号・16号・17号線の整備に係る測量調査等を実施し、農家住宅の移転先として検討することとしております。また、一般住宅や屯所、集会所などについては、旧竜崎分校跡地等の利活用を検討しております。

中地区においては、現在、整備工事を進めている中-16号線沿いや整備予定の中-17号線沿いなど、道路改良工事と合わせて上下水道を整備し、民間での開発促進や、1番、須藤議員に答弁したように、旧駒木根工場跡地の利活用についても検討してまいりたいと考えております。また、そのほかの土地などについても、遊水地対策室で取りまとめている宅地代替地提供者と代替地希望者のマッチング作業を進めているところであります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の成人式の件についてでございますが、1月20日くらいに新聞に全国市町村の18歳成人調査結果というのが掲載されておりました。この中で、ほとんどが二十歳で開催するというようなこと、あと、先ほど答弁にありましたような理由でそういったことが掲載になっていましたが、従来ですと成人式というふうな言葉で表現してはいますが、今度の場合は18が成人なので、どのような名称を考えているのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） それでは、3番、小針議員のご質問にお答えしたいと思います。

新たな二十歳を対象としました祝賀行事の名称につきましては、ただいま検討中でございます。参考までに周辺自治体に確認したところ、周辺自治体においてもまだ検討中ということですので、早めに検討しまして周知に努めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 広報たまかわとかそういったものに掲載するということですので、当然その名称も早めに決めて、こういう名称でやりますよということが必要かなというふうと考えておりますので、早めの対応をお願いしたいと思います。

次に、2番目の新型コロナウイルス感染症についてでございますが、ここに来て大変子供の感染も多くなってきて、学校はじめ関係者も対応に苦慮しているというふうなことだと思います。くれぐれもクラスターとかにならないように対応をお願いしたいと思っておりますが、65歳以上のワクチン接種がほぼ終わったかと思えますけれども、65歳以上のワクチン接種で何人が接種をして、対象者の何%に当たるのか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの3番、小針議員のご質問についてお答えいたします。

高齢者の接種率ということなのですが、65歳以上の方で、まず初回接種、1回目と2回目の接種を完了された方が95.7%でございます。人数にすると2,081名です。続きまして、先日2月に実施しました3回目の接種をされた高齢者の人数なのですが、集団接種のみの人数となりますが、お越しになられた方が1,776名で、接種率が85.3%となっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 随時、3月、4月というふうなことで接種をしていくと思えますけれども、やっぱり多くの方ができるように、体制そのものも1回、2回、今回の3回目も本当によくやってもらっているというふうなことで、お礼をしたいと思います。

次に、②の支援事業についてでございますが、様々な支援事業を展開されておりますが、玉川村に在住していて、事業は村外で行っている方というのがあります。この事業の中で、このような方も村からの対象になるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問、村外で事業を実施

されている方の支援ということでございますが、本支援につきましては村内の事業所を対象にしておるものでございますので、村外に事業所がある方については実施しておりません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 村に住んでいるということは、村に税金も払っているというふうに解釈しますので、対象にすべきじゃないかなというふうに思いますけれども、それは決まりの中では無理だということでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問でございますが、あくまでも事業所、事業者を対象にしておるという前提でございますので、事業所の所在する市町村ということで、本村に事業所があるものということでやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 支援事業の中にプレミアム商品券の発行というのがございますが、村民に割り当てられる部分と一般に販売されるものがあります。一般に販売されるもので、聞くところによると村外の方も購入に来るということを伺いますが、使えるのは多分玉川村の中ということだと思するので、村の商店の人には同じかもしれませぬけれども、当然交付金を使っているもので、結局村外の人に販売することがいいのかどうか、その辺を伺いたいと思ます。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） このプレミアム商品券発行事業につきましては、村内の商店、そちらの活性化というものを目的に行っておるものでございまして、購入者の方の支援、結果的にはどちらにもつながるんですが、それが第一ではなくて、村内の商店街、そちらのほうの経済対策ということで実施しておるものでございます。

また、商品券の販売につきましては、村民を対象にした優先的販売をまず実施して、その後一般販売ということでやってございまして、村民に優先的に商品券が行き渡るような方法ということで実施はしております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 買いたくても割当分は決まっていますけれども、だから今度は買う

人になるといろいろな人を頼んで一般の分で買っているというふうな話を聞きますので、割当分をもっと増やしてやれば間違いなく村民の方に行くわけです。そういう対応の方法なんですけれども、やっぱり基本的には理想は村内の方にほぼ100%買ってもらって、村内で使ってもらおうというのが一番いいのかなというふうに思いますけれども、これからのことですが、どうですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま議員のおっしゃられたとおり、村内の方が優先的というか購入を希望しているということが明らかに分かっております。そういったことで、今後の事業の展開の中では、商工会のほうに事業の補助金を交付してやっていただいている事業でございますので、そちらのほうと内容等についてじっくり詰めさせていただいて、なるべく購入を希望されている村内の方に優先的に行き渡るような方法というようなことで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、3番目の可燃ごみ収集運搬業務委託というふうなことについてでございますが、私はこの株式会社鑑エスアールという業者さんですけれども、中村のところに看板を上げていたので、営業所があそこにあったから村内の業者ということを見て頼んでいたのかなというふうに個人的には思っただけなんですけれども、先ほどの答弁の中で、廃棄物処理法施行令に委託、基準してというふうな答弁と過去の実績というふうなことで答弁をされましたけれども、もっと分かりやすく言えば、廃棄物処理法施行令の基準というものがどういうものなのか、説明ができればお願いしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子君。

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） ただいまの3番、小針議員からの再質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の委託の基準について詳しく説明いただきたいというご質問ですが、まず法律で廃棄物の処理に係る自治体の責務についてまず定められており、一般廃棄物の処理については地方公共団体が負うこととされております。施行令で定められている委託に関する基準の前に村での業者への許可についてですが、環境大臣の認定する講習会等を受けた者がいる事業所、または施設に収集運搬の車両の適合したものを所有、または車両運搬に携帯する必要な器材を有するもの等、もっと詳細にいろいろ何項目もあるんですが、そういった処理が適正に行うことのできる施設、人員等を有している事業所で。

それらに基づきまして村の方でも条例、規則または取扱要綱を設けて、許可基準を満たした事業所に許可をしているというような状況となっております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 石川地方生活環境施設組合の議員も、私も議員のほうの代表ということで今年で6年目になるんですけども、今までそういう業者がどこの業者だという資料をあまり見たときなかったんですけども、今回そういう資料が出されて、5町村でつくっている施設なので痛いところをつかれたというふうな思いはあるんですけども、そういうことで、基本的には各町村で指名するんですよということの説明でしたけれども、今後も言われたときに、私ども自分で答えられるようにしたいというような思いでこのことを聞きました。

4番目の遊水地対策について①番目でございますが、駒木根工場跡地については村長が以前から切望していたことでありまして、今年、令和4年度一般会計予算にも計上されておりますが、1億円近くの予算でございます。将来に向けて、やっぱり駅の近くでありますし、いろんな多目的な有効な活用ができるというふうな事業だというふうに考えております。

あと、サンライト跡地についても、なかなか個人ではああいうことの解消はできないので、やっぱり村の予算を投入してもらって、もしくは管理している人にあそこを何とかしてほしいというふうな要望書を出したりして、どうしても通りで見たくも悪いですし、いい場所にはあるわけなので、そういったことをこれからもやってほしいと思いますけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま3番、小針議員のほうからお尋ねがありましたサンライト跡地の件でございますけれども、直接地権者の方と交渉をしているわけではございませんが、間接的に、今小針議員がおっしゃったような部分についてお話はさせていただいております。村としても、国道のすぐ沿線であり、今建物も朽ち果てておりますので、何とかしたいという、そういう強い思い入れはあります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） これから遊水地関係で移転する人に、こういう場所がありますよという提示をしていってもらいたいと思うんです。どこに行っていいかという。団地を構成するという部分ももちろんあるんですけども、今ある空き家、空き地を活用するという手段もあります。例を言うならば、中地区の岩谷建設さん事務所の北側に空き家と空き地と両方

持っている方がいるんです。こういった方に遊水地対策室あたりから、今こういう状況、これから土地が必要なんだということを打診してくれないかなというふうに私は思っているんですけれども、そういうところの点検です、まず。点検をしてもらって、ここにこういう空き家、空き地がある。そして持ち主に打診してもらって、今玉川村では移転する場所が欲しいんだ、もしそうなった場合には売ってもらえないですかと。売するためにはどのくらいで売ってもらえますかというふうなことを遊水地対策室が中心になってやってほしいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小針議員のご指摘でございますが、中地区における空き家とか空き地の土地を調査して、その調査に基づいて土地の持ち主と交渉ができるような体制づくりというふうなところでございます。過去に各地区におかれまして地域活性化協議会というのがございまして、その際に空き家とか空き地についての情報をいただいております。それらも含めまして、今後具体的に個人の方が、あそこの空き家とかあそこの空き地に実は希望したいんだというような希望がございましたら、個別に相談をいただいて、地権者等に当たっていくということで考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 逆の発想なんです。あそこがいいと言うんでなくて、結局村がそこを調べて、どこに行ったらいいですかと言ったときにこういうところがありますよ、幾らくらいなら売りますよということをやっぴり先に提示できればいいんです。なかなかどこにどういうのがあるというのも分からないし、どのくらいの値段なら売ってくれるんだということも分からないので、結局それをやって、今度はいざ移転というふうな話になったときに、こういう場所が幾らくらいなら売ってくれますよということがありますよという、選べるというか、移る人も、ああ、あの辺で幾らくらいならと、私はそう思うんです。今の発想だと逆の発想ですよ。どうですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小針議員のご質問でございますが、まだ具体的に住宅の補償の金額とか、そういうところも全く決まっていないような状況で、大体幾らですよと仮に地権者の方が言われるような物件が出てくるというようなことはなかなか厳しいのかなと思っております。いざ、村として、ここは移転対象として空き家、空き地を利用したいんでご協力お願いしますと言っても、実際にそこに来なかった場合に、その方に今度また

ご負担をおかけしてしまうようなことになるので、できれば具体的に個人の希望先が決まった段階で、管理されている方との交渉をしていきたいというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 私から言えば、本当にやっぱり言うとおりになんです。もちろん話を声かけて、実際はそこには行かなかったということのリスクを考えればそういうことにはなりませんけれども、私はそれでは駄目なんじゃないかなというふうには思っております。とにかく今年の7月から、中地区に関しては住宅の価格交渉も入ってくるんです。そうすると当然もう住宅移転ということも考えるわけなので、本当に時間がないというのが切実だと思います、移転する人から言えば。

それでは、次の2番目の役場庁舎の建て替えについてというふうなことで、遊水地事業の関連事業として理由づけは困難だというふうなことでございますが、遊水地関連事業でなくても、これ庁舎、震災で応急措置はやっているかと思えますけれども、大分老朽化しています。当然庁舎の建て替えというのは、遊水地は関係なくても、やらなくてはいけないことだというふうに考えておりますが、村長としては、これをいつ頃やるという考えを持っているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問の件でございますけれども、役場の庁舎、ご覧のとおり耐震基準に合っていない部分もあつたり、あるいは一部耐震補強したような状況で使っております、現時点で近隣の町村、自治体の中では最も古い庁舎になっております。そういうのも踏まえまして、今具体的にいつ頃というお話ございましたけれども、役場も庁舎等建設基金ということで基金の積立てを3年ぐらい前から開始しておりますので、ある程度の基金になったときに、実際この庁舎の建設に当たっての補助事業というのはないんです。起債しかないので、丸々起債だと非常に公債費率上がっちゃうんで、そこら辺も考えながら、あと村の財政事情等も考えながら検討していきたいと。具体的ないつ頃というのは差し控えさせていただきますと思います。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 基金を積み立ててということですが、一般の個人も、金たまってやっている人はほとんどいません。みんなローンを組んで、借金をしてやっています。そして、これをやるかやらないかを決めるのは、当然個人でしたら家長ですけども、村の場合でしたら長です。やっぱり長がやろうということを計画してやらないと、いつまでたっ

でも進まないということだと思いますけれども、そういうことで、やっぱり金ないないと言って、いろいろ金の話ばかりで、いろんな金あって大変だということはもちろん分かりますけれども、当然やらなくてはいけないことは金をかけなくてはいけないというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番目の中区が遊水事業に受ける補償としてというようなことで、中生活改善センターの建て替えの件について質問をしましたが、2週間くらい前に阿武隈川緊急治水対策出張所に伺って、職員の方にこういうことは可能ですかという話をしたら、いや、そういうことはありません、できませんということです。そういったことを言われました。もちろん一般の職員の方がそんなことを言えるわけありませんけれども、先ほど村長の答弁の中に、区の要望も踏まえながら国と検討をしたいというふうな話がありました。もし可能であるならば、要望をしていただきたいというふうに思ひますが、建て替えがもし決まれば、当然負担金というのが発生する可能性があります。全額ということはないと思うので。もしそれができる可能性があるんでしたら、当然中区の皆さんにこういうことを要望したいんですけどもという承諾をもらわないとできないということになりますので、村のほうから言ってもらえば、私ら個人が言うのとちょっとわけが違ひるので、できる可能性がありますよということになれば、そういった意向調査もやりたいと思ひますので、そのときはご指導していただきたいというふうに考えております。

次に、④番目の住宅の件についてでございますが、村道中-16号線の西側、村道中-17号線沿いの上のほうを中地区の方ではあそこに土地があるから行きたいと希望している方がいるんです。今この2路線は始まっていますけれども、この2路線のいつ完了するかによっては、これは無理な話になってしまいます、そこに行きたいと言っても。じゃ、この2路線の上下水道の整備まで一応予算としては取ってありますので、これがいつ頃完了する予定なのかを伺いたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小針議員の再質問でございますが、中-16号線につきましては、今年度、事業、工事に着手しております、令和4年度に残りの工区の改良を予定してございます。ただし、交付金を利用しますので、交付金の決定がなされないとなかなか進まないというようなことにはなっておりますが、令和4年度中に全面改良しまして、令和5年度には舗装を全て完了する計画としてございます。

中-17号線につきましても、今年度一応工事を発注してございます。これも交付金の決定

次第でございますが、現在実施計画を立てているところにつきましては、令和4年度中には工事を完了して、上下水道も併せて整備を計画してございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 前にも言いましたけれども、とにかく時間がないんです。スケジュールの説明、前にしましたけれども、令和7年度末で一応は移転完了というふうな予定、スケジュールなんです。そうすると、1年前には当然家が出来上がって、荷物を運んで、そして家の解体とかとなってくると、この順送り、6年に完成するのには5年度にもう造成してということになってくると本当に時間がない話で、今年からこれが始まって、中地区が先に始まるので、竜崎地区は今年から住宅のほうの査定が入っていて、その次の年ということにはなるんですけれども、遊水地のことで何回か行って話を聞いていますけれども、本当にこの価格交渉が発表されたときに、何か物すごく大変なことになりそうな、そんな予感がしているんです、ハウスの移転とかそういったものもひっくるめて。そういうことで、今年度、来年度は、もう村にとっても対象者にとっても本当に大変な年になるのかなというふうに感じております。

あと、前に石井議員も質問しましたけれども、ちょっと重複することで申し訳ありません。予算書の中に30万円計上されておりますけれども、これを本当に村で何とか地権者会をやってもらわないとまとまりがつかないような状況にあるんです。石井議員と同じような質問になりますけれども、できますか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 3番、小針議員の再質問についてでございますが、前に石井議員に答弁したとおり、早急に対応していきたいという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 以上で、私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午後 1時51分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

〔2番 林 芳子君登壇〕

○2番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました3件、8項目について質問いたします。

1つ目、村役場職員の採用・待遇・働き方について。

会計年度任用職員については、地方公務員法の改正により令和2年度から制度化された職で、玉川村でも令和2年2月より募集が始まりましたが、その制度利用による職員の採用・待遇・働き方について伺います。

1つ目に、現在の役場職員数のうち各課における職員数は何名か。そのうち会計年度任用職員は何名か。また、会計年度任用職員のうちフルタイム勤務、パートタイム勤務はあるのか、その人数は何名か。

2番目に、会計年度任用職員は正規職員が行う業務に対しどのような業務を行うのか。その業務に対する責任はあるのか。

3番目に、1年雇用であるが、その後の雇用についてはどうなるのか。

大きい2番目ですが、遊水地計画地の地権者に対する今後の対応について。

今年に入り、1月中旬には遊水地該当農地の測量に対する地権者立会いが行われ、該当する農地等についてはほぼ確定したものと思います。今後は居住宅地等の確定作業に入るものと思われませんが、村の対応について何点か伺います。

1つ目に、昨年の3月議会において質問があった村から県知事に対する要望書の中に、生活再建に向けた農振農用地の活用についての答弁が、「具体的な計画がない中で将来を見越した除外は県として同意することはできない」とあり、約1年が経過しましたが、生活再建

に向けた具体的な計画はできたのでしょうか。

2番目に、3年前の水害、それ以前の水害による被害の大きさは受けた者でなければ分からない。その大変さを先祖から引き継いできた地域であり、また阿武隈川の氾濫により下流域の方々の大変さも十分承知しているはずであり、この事業が施工されなければどのようなようになるかも認識しているはずである。それに対し、さきに村が実施した意向調査に対する様々な意見、質問が出されているが、それを取りまとめた回答は当該者宛に通知したのでしょうか。

3番目に、遊水地に係る移転者の今後について、耕地面積が縮小することは必然であると思いますが、農家の税込等の試算、また税込減が見込まれることによる所得確保をするためにどのような施策を考えているか。

3番目に、運転免許証返納者に対する村の支援について。

全国的に高齢者が起こす事故のニュースが毎日のように聞こえてきております。このような中で、玉川村でも自主的に運転免許証の返納者が増えてきていることと思います。そのことに対して質問いたします。

1つ目に、玉川村における運転免許証返納者の数は現在どれくらいであるか把握しているのか。また、それにより孤立世帯となった件数はどれくらいか。

2番目に、令和2年12月の議会でも同じ質問があり、既に1年以上が経過しているが、その間、回覧等により返納者に対する様々な制度の周知はされたのでしょうか。

以上、ご質問いたします。お願いします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

村役場職員の採用・待遇・働き方についてであります。まず1点目の現在の職員数につきましては、3月1日現在で正規職員が69名、会計年度任用職員が61名で合わせて130名であります。各課における職員数の内訳については、総務課12名のうち正規職員が10名、会計年度任用職員が2名、総務課付け社会福祉協議会派遣が正規職員で6名、企画政策課13名のうち正規職員が5名、会計年度任用職員が8名、住民税務課12名のうち正規職員が10名、会計年度任用職員が2名、会計室が正規職員で1名、健康福祉課15名のうち正規職員が11名、

会計年度任用職員が4名、産業振興課・農業委員会15名のうち正規職員が7名、会計年度任用職員が8名、遊水地対策室を含む地域整備課14名のうち正規職員が9名、会計年度任用職員が5名、議会事務局2名のうち正規職員が1名、会計年度任用職員が1名、教育委員会33名のうち正規職員が5名、会計年度任用職員が28名、公民館7名のうち正規職員が4名、会計年度任用職員が3名であります。また、会計年度任用職員61名のうちフルタイム職員が10名、パートタイム職員が51名となっております。

次に、2点目の会計年度任用職員が行う業務の内容と責任につきましては、本村では一般行政事務をはじめ管理栄養士やスクールバス運転手、学習指導員などの資格を有する業務、農産物加工施設職員や放課後児童クラブ支援員、学校用務員、公民館の管理など各施設の運営等において必要とされる業務、さらには道路等の維持補修作業や公共施設内の環境整備作業、登記事務などの業務を担っているほか、地域おこし協力隊員も会計年度任用職員として採用しております。

また、業務に対する責任については、総務省から示されている基準によると、会計年度任用職員が従事できる業務は、相当期間任用される職員が担う業務以外は正規職員と同様に従事できるものとされており、その範囲内においては一定の責任を負うことになります。本村におきましても、常に業務の内容や責任の程度などを考慮しながら、担当する業務の割当て等を行っているところであります。

次に、3点目の1年雇用後の雇用につきましては、本村ではこれまで年度末に選考試験を実施し、その結果により採用してまいりました。令和3年度からは会計年度任用職員に対しての人事評価制度を導入しており、再度の任用を行う場合の客観的な判断材料としております。次年度において業務の内容などを十分に検討した上で、会計年度任用職員の採用が必要で本人の継続勤務の意向がある場合には、人事評価の結果などを総合的に勘案し、任用の可否を決定することとしております。

次に、遊水地計画地の地権者に対する今後の対応についてであります。1点目の生活再建に向けた具体的な計画につきましては、令和3年3月議会定例会における石井議員の一般質問において、県との協議において「具体的な計画がない中で将来を見越した除外には県として同意することができない」との回答について答弁しましたが、これは農業振興地域整備計画の総合見直しの協議の中で、竜崎の原作田地内の農用地について、面的に除外することについて県に理解を求めたことに対する回答を答弁の中で述べたものであります。具体的な計画については、当該農用地は遊水地群整備に伴い移転を余儀なくされた方々の移転先の候補

地と考えており、それらの条件整備となる農振農用区域からの除外については、引き続き県と協議を続けているところであります。

2点目の意向調査に係る回答につきましては、意向調査の結果内容を地権者の方々に郵送し、その意向調査の結果を基に、国とともに各地区・組単位での意見交換会を開催しました。その際、地権者の方々から、国に対しては、遊水地群の事業計画や調査・工事の工法、計画全体等のスケジュール、土地や建物の補償についての意見、要望などが多く出され、村に対しては、遊水地群整備計画に対する村としての方向性・考え方の質問がなされたところであります。村においては、昨年12月定例会において、遊水地群整備計画については国・県などと連携し、事業の進捗が図られるよう流域治水対策に取り組むとともに、移転者に対する生活再建のための支援を行っていく旨の方針を示したところであります。

昨年11月15日に、遊水地群の整備に対して阿武隈川緊急治水対策プロジェクトチームを設置し、庁内横断的に全庁一丸となって取り組んでいるところであり、令和4年度の村の事業として、地域の方々の協力をいただきながら、家屋移転のための代替地の確保に向けて村道の整備のための測量調査を行うこととした旨の状況も含め、村の事業方針をお知らせしたいと考えております。今後、国や村に対する要望や県に対する回答を再確認し、令和4年度の村の事業計画の内容等を含めて、3月には地権者にお示ししたいと考えております。

3点目の農家の所得確保のための施策につきましては、まずは生産基盤である農用地、農業用施設用地の確保を優先して進めることとし、併せて、継続した営農への取組が図られるよう県やJAなど関係機関と連携し、個々の農家が抱える個別の課題や要望等を丁寧にお聞きしながら、農家に寄り添ったきめ細やかな支援をしてまいりたいと考えております。

次に、運転免許証返納者に対する村の支援についてであります。1点目の免許証返納者の人数につきましては、石川警察署に確認したところ、平成29年1月から令和3年12月まで64人となっており、また、運転免許証の返納により孤立世帯となった件数につきましては、村内には高齢者の独り暮らし世帯が約130世帯、高齢者世帯が約180世帯ありますが、運転免許証返納との関連性については把握しておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

2点目の免許証返納者に対する支援制度につきましては、現在、本村及び石川地区交通安全協会においては、運転免許証自主返納者に対する支援等は行っておりません。一方、県内のタクシー協会、JR以外の一部鉄道会社、金融会社数社などの民間事業者が支援を実施しておりますが、この支援を受けるには福島県公安委員会が発行する運転経歴証明書の提示が必要となるため、証明書の申請をされた際に警察署で民間事業者による支援内容等について

説明していると聞いております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、何点か再質問させていただきます。

10の課があり、正規職員が69名で任用が61名、約半分が任用職員であるということですが、実際に役場の中で仕事が回っているのかどうかと見ると、なかなか正規職員だけでやっている課があればいいんですが、用事があって行ったときに担当者がいない、出かけている、すぐには返答ができない。また来られる方はいいんですが、来てくださいとか電話で対応しますとかとなると、なかなか話が進まないところも大変なんだよと聞いているのはあります。それに対して、玉川村で今事業がいっぱいあって、なかなか雇用の職員だけでは回っていない、責任がなかなかないのでどうなのかなとなったときに、役場職員の退職者かと思いますが、再雇用者及び再任用者は現在のところ何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須釜信一君。

○総務課長（須釜信一君） ただいまの林議員からの再任用職員は何名かということでございますが、現時点で2名でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 再雇用者は何名でしょうか。

失礼いたしました。じゃ、言葉がちょっと悪いのかもしれないんですけども、村職員で退職者の再雇用をしていますよね、その方は何名でしょうか。2名で、会計年度任用職員の再雇用は何名ですか。継続して雇用している方もいらっしゃいますよね。その方です。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の雇用の考え方なんですけど、先ほど村長の答弁にもありますように、会計年度任用職員についても、今年度より、人事評価制度を導入いたしましたので、雇用の希望があって、それが一定程度の評価を収めていれば継続雇用という形態となっておりますが、これまでは一旦そこで切れますので、再度募集をかけまして、面接等々評価した上で改めて採用するということなので、結果としてつながる人もいるかもしれませんが、全部1年ごとの契約という形になっておりますので、議員ご質問された意図とはちょっと違うかもしれませんが、制度的にはそのようなことになっております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番(林 芳子君) 確かに去年いた方が今年もいらっしゃるといのがありまして、担当課が違うということで聞いたらば一応1年ごとですということだったんですが、ちょっといろいろ調べたところで認識の違いがあったかと思いますが、同じ方をまた3月31日付で終わらせて再雇用するという形ですが、そうすると、別な課のほうに行って仕事を覚えるとなると、新しい課のほうの仕事を覚えるまでの研修期間というか、覚えるまでの期間というのはどれくらいの期間を予定していますか。

○議長(須藤利夫君) 副村長、須釜泰一君。

○副村長(須釜泰一君) 林議員のご質問にお答えさせていただきます。

これも村長が答弁したとおりでございまして、来年度に向けましては今年度人事評価制度を導入してございますから、そこで一定程度の評価を得たもの、そして更新の希望がある、そういう会計年度任用職員につきましては継続としておりますので、ほとんどがそういう職員に来年度はなろうかと思えます。

ただ、新たに入ってきた職員につきましても、まずは全体的な自治体職員にとって必要な、説明を行います。会計年度任用職員と言いましてもそれは間違いなく一般行政職員に準じる、そういう形態となりますので、当然一定程度の公務員としての知識でしたり、そういう心構え的なものについてはまず教えます。あとは、個々の各課の具体的な仕事につきましては、それぞれの担当課においてある意味、総論から各論に至るまで研修、OJTという形で教えることになっておりますので、それほど時間かからない中で、業務としては入ることができるのかなというふうに認識しております。

○議長(須藤利夫君) 林芳子君。

○2番(林 芳子君) それでは、兼務している職員は何課に何名ぐらいついるのでしょうか。遊水地対策室とかいろんな課でも兼務している職員がいて、なかなか担当者がいないと何課に行ってくださいとかというのがありましたので、その辺何名ぐらいついるのか教えていただければと思います。

○議長(須藤利夫君) 総務課長、須釜信一君。

○総務課長(須釜信一君) ただいまの兼務されている職員は何課に何名いるのかということですが、まず総務課ですと議会事務局との併任という形でございますが、2名おります。次に住民税務課ですが、会計室との兼務ということで1名おります。次に、産業振興課には遊水地対策室との兼務ということで1名おります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今回の役場のほうで会計年度任用職員の募集をしているんですが、8名ほどしております。その中で日額、時給というのがありまして、パートタイムとフルタイムということが先ほども人数から出ているんですが、そのうちパートタイムとフルタイムの勤務時間はどのような違いがあるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須釜信一君。

○総務課長（須釜信一君） ただいまのフルタイムとパートタイムの勤務時間の違いというご質問でございますが、フルタイム職員は正規職員、常勤職員と同じ7時間45分の勤務時間です。パートタイム職員はこの時間に満たない職員ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） そうすると、フルタイムのほうについては、勤務時間が正規の職員と同じであるということは、それに手当等そういうふうなものについては、パートタイムについては同じくつくのでしょうか、つかないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須釜信一君。

○総務課長（須釜信一君） ただいまの質問は、フルとパートでつく手当に違いがあるのかということでございますが、予算の計上上は違いますけれども、つく手当は同一でございます。例えば通勤手当ですと、フルタイム職員は手当という科目につきますが、パートタイム職員については費用弁償ということで、そういう科目につくものであります。その違いはございますけれども、手当は全てつくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 会計年度任用職員が悪いとか、そういうものではないんですが、同じような手当とかいろいろつくんですが、継続性があるものとするとか、やっぱり正規の職員としてやっていただくのが一番いいのかなと。正規職員がやっている仕事を継続させてくれれば、玉川村でこれだけの事業を行っておるのに、なかなか任用職員では継続性がないというような形としても捉えられかねないので、先ほど言ったように、村民が役場に行って用事がなかなか足りないとか、担当者がいないからとか出張していますとかとなるとそこで1回で用も済まないし、また折り返しになったりとかというのが出てくると、やはり1年、2年の継続事業ではなくて、結構長い事業とかもあるので、同じようなところに何年もいるわけではないと思いますが、担当者がいないときに代わりの者が出て、その人が対応できるような

体制を取っていただかないと、玉川村の130人、正規雇用で69人ということなんですが、もっともっと正規雇用職員を増やしていただいて、継続性のある仕事をしていただきたい。何言っても、そこで、あ、分かりました、じゃ役場の長のほうに言ってすぐ対応しますという形を取れるようなのが一番理想的な形なのかなと私自身は思っているのですが、やはりそこがパートとかフルタイムじゃない、任用職員では悪いのではないんですが、お願いしたいところでもあります。

なので、賃金の面とかも出てくるかと思いますが、やはりできるだけいい人を多く雇って、長く続けていただければ一番ありがたいのではないかと思います、その辺は切にお願いしたいところだと思います。

次に、遊水地対策についてなんですが、先ほど答弁のあった中で、小林議員のほうで再質問したとき、どのような対応があるのか返答を求めているとありました。どのような対応を何度か話し合いをしているというのがあったんですが、具体例とか返答はあったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 再度、ご質問のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 大変失礼いたしました。

先ほど小林議員のほうから質問、これまでの度重なる被害を受けての必要不可欠とかの文言が入っていたとかというところの中で、副村長さんのほうが県と何度かやり取りをしていると。村からの移転要望書とかを何回か上げているということだったんですが、そのときにやり取りの中で、具体例とか返答というのはあったのかどうかということだったんです。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 林議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、県とのやり取りということにつきましては、県に対しましては色々と相談に乗っていただいております、先ほど遊水地対策室長が答弁しましたとおり、本村と矢吹町さん、鏡石町さんの各首長さんたちが三人行動で県のほうに対して正式に要望を一旦行っております。あと、国とのやり取りにつきましては、現時点では正式な要望書という形の提出ではないんですが、何度か打合せの中では、やり取りの中で要望、要請的なことはさせていただいております。

幾つか申し上げますと、いろいろ予算に係る部分につきましても、なかなか今は交付金という形で具体化はされていないんですが、例えばそういうものについても国のほうで制度化

できないかとか、あとこれだけ大きなプロジェクトとして進めておりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、なかなか既存の枠組みではないような、そういう制度の場合であっても、何か大きな事業として過去に例があるのであれば、そういうのを参考にしながら新たな支援策としてご検討いただけないかとか、どちらかといいますとまだ総論的な、方向性的な部分での要望といいますかやり取りという部分が多くなっておりまして、これから回答を得ながら、具体的な部分についてもさらに要請をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 拙い質問の中で答えていただき、ありがとうございます。

では次に、今回の測量費のほうでも出ているんですが、原作田地内のほうとかの測量をすると。候補地として考えているので測量しますということなんですが、水害のときには原作田地内の方々、地権者の方から印鑑をもらって、いいですよと、こちらのほうにおいでくださいという形だったのかもしれないんですが、今回遊水地群に係る地権者あるいは該当者の方々からの要望というのはあったのでしょうか。また、その方々を集めて、どの辺に行きたいとかどのようなことをしたいと、どこに住みたいんですかとか、そういうふうな要望を聞いたのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 2番、林議員の再質問でございますが、まず1つは、6月にやりました意向調査の中で、例えば家屋の移転に係る方で代替地、宅地のあっせんをお願いしたいというのが31件ほどございました。その後8月1日から遊水地対策室を設けましたので、訪問された方で原作田地内に何件か自分の土地があるのでぜひお願いできなかつた方も来ております。その後代替提供者、たまたま原作田地内に数多くございます。その方の提供もございましたので、2月に地元、小林議員、石井議員にご協力いただきまして、35名の地権者の方々にご了解いただけないかと、測量の際にご協力願いたいという旨を伝えてほしいという旨をちょっと打診しまして、全員協力したい、当時は全員ではなかつたんですけども、今回35名の方にお声がけをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 来てもらうほうの土地については、地権者のほうからいいですよという合意というか了解をいただいたということなんですが、移転予定者の方々はその中でもいい

というのは、一致があったんでしょうか。それとも、前にそういうふうなのがあったから、そこも予定として考えています、先ほど小針議員が言ったように、前もって土地をつくっているのとまた考え方が同じようになってくるかと思うんですが、まずどこに行きたいかというのを希望を聞いた上で、ある程度の人数がそろったらばそこというふうなやり方のほうが今回は一番いいのかなと思っているんですが、その辺で竜崎の、絶対的に引っかかるであろうという方々はあるでしょうから、その方々との、原作田地内の方々との候補地の一致というのはどのようなところから測量まで持っていったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 2番、林議員の再質問でございますが、今回の測量というのは、村道のほうの拡幅に向けた生活道路にするための測量の予算を計上させております。先ほどその土地に、原作田地内に自分の土地ありますよという方がたまたま移転者だという方もいまして、その方が見えられまして、ぜひ進めてほしいと。あとは代替地のマッチングということで、11月から産業振興課、農業委員会と同時に行っているんですけども、その中でもそのように開発にしていきたい。特に今回なっているのは、令和2年の1月に地元区長から24名の同意書を出していただいて、それに対しては玉川村議会と同じ文面が出ております。それに基づいて今回の作業に向けた、事業に向けたというような流れでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 話が出てから約1年たってしまっているんですが、そうするともう後ろが追っかけてきている状態であるような中で進めなければいけないんですが、今回の原作田地内には住宅地として考えているのか、農用地として考えているのか、両方として考えているのか。その辺は、面積からすると何人ぐらいの希望者がある予定として試算をしているんですか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

この原作田地内、要望書出ているところが35名の地権者いるんですけども、面積的には4.4ヘクタールでございます。今回遊水地に係る方々、農家住宅でございますので、一応農地転用ができる上限面積の1,000平米、1反分を予定しております。単純で割ってくると44という数字がございます。そこら辺を考えながら、農家住宅だからなるべく大きく欲しいと

いうのは要望ございます。一般住宅であれば最高100坪、330平米を基準に切るともっと多くできるわけなんですけれども、取りあえず原作田については農家住宅を集積できないか。特に今までの組のつながり、やっぱりコミュニケーションをなくすことはできませんので、なるべく集団でできればなと思って計画を立てております。実際今のところは青写真というような感じでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今回は台風による災害に基づくものだと思いますが、これは災害事業なんですか、通常事業なんですか。国としてはこういうふうな事業としてやりますという、多分村のほうへは通達か何かあったかと思うんですが、どちらでやるんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） 今回の阿武隈川緊急対策プロジェクトに係る国の事業の予算でよろしかったでしょうか。国の説明ですと、今回の事業につきましては通常の事業ではなくて災害復旧事業、令和10年までの緊急対策の災害復旧事業というふうにお聞きしております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 災害復旧事業となると、やはり今年もだんだんその節になってきましたので、なかなか後ろが大変かなと思いますので、できるだけ早く進めなければいけない事業であると思いますが、阿武隈川のこの事業が来るまでに、説明会の前に役場のほうへもそれぞれの3町村のほうへこういう事業を行いますというような問合せなり何なりが国のほうからあったと思いますが、それはいつ頃だったんですか。最初の連絡があった時期というのは、今からするといつ頃だったんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） いつ頃という今ご質問でございますけれども、いつ頃と言われるとちょっと忘れていますが、でもこういう話があって、阿武隈川地域流域治水対策プロジェクト事業というような話を聞いたのは、3年ぐらい前に国へ行って聞いたというふうに理解してもらえればなというふうに思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 3年ぐらい前ですと令和になってすぐぐらいかなということですが、それでももう約3年が過ぎていると。これから先を考えると、やはりもう早足で行かないと

いけないような事業になりつつあるんですが、その中で、前に戻って申し訳ないんですが、この間の意向調査に関して、先ほど、3月には事業計画の内容等について地権者に示したいということがありましたが、年度内ということですが、もう先がそんなになんないんですが、いつ頃の予定ですか。それで、地権者にのみの連絡なんですか。広報に載せるということはないんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 2番、林議員の再質問でございますが、3月中に各地権者のほうに郵送をかける予定でおります。6月に意向調査にご協力された方、それも郵送をかけてやっておりますので、同じ方にそのまま郵送したいという考えをしております。これについても、国からの回答と、先ほど議員がおっしゃったように玉川村の遊水地に係る令和4年度の事業を含めた中の村の方向性を入れての配付ということをご予定しております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） ただいまですと国からの回答ということと村からの事業計画の内容ということなんですが、意向調査に関しては村がやっているものなんですが、それに対する村からの回答というのは国の回答と同じということを出すんでしょうか。それとも、村は村で村独自のものを併せて出すのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 2番、林議員の再質問でございますが、国と村と一緒に封筒に入れまして、同時に出す予定でおります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 国と村、一緒に封筒で出していただくということなんですが、結局今定例会の後、皆さんに知ってもらうのには広報に載せるとか以外は、6月の定例議会までは何ら声に出して響くものがないのかなと思いますので、できるだけ早くやはり皆さんに周知することができるような形を取っていただきたいと思いますので、迅速にお願いしたいと思います。

次、運転免許証返納者についてなんですが、これに対して村独自のアンケート等による集計、高齢者の独り暮らし世帯、高齢者世帯数とか合わせるとかなりの数になっているんですが、村独自のアンケート等による集計はできないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの林議員のアンケート調査の実施についての回答と

しまして、4年度、健康福祉課と共同で高齢者、それから免許証自主返納者に対する詳しいアンケート調査、実施予定ですので、その結果によって、また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 来年度からということは、来年度早々という形と考えてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） まだ時期のほうは確定しておりませんが、なるべく早いうちに実施しまして、意向調査のほうを始めたと思います。よろしくお願いします。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 単独世帯であっても高齢者世帯であっても、玉川村の立地条件、地形的なものを考えると、車のない生活というのは大変であり、車に乗っている方でやはり家族も、いや、どうしようかなというのを考えているのがもう増えてきています。やはり高齢者世帯になってくるとどうしてもそういうことが起きるのではないかと思います。社会福祉協議会のほうにもちもたの会、持ちつ持たれつの会があるということで聞いてはいるんですが、果たして村民の何人ぐらいが聞いているのかなと、分かっているのかなと。ほとんど浸透していないのではないかなというのがあるんですが、その辺は広報にも載せているということなんですが、もっと何か分かりやすいような、誰が見ても回覧ですぐに回ってきて分かるような形を取ることはできなくはないと思うんですが、その辺は考えていますか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまのもちもたの会のPRがちょっと足りないんじゃないかなということについてなんですが、確かに積極的にPRしているかということ、そうではないと思います。ただ、もちもたの会の中に一般村民の方も何名か入ってくださっておりますので、そういった方々の参加しての感想だったりとか、そういったものをお友達にお伝えいただいたりとかすることでちょっとずつ広まっていくのかなとは思っております。

もちもたの会は、28年から実施しているものなんですが、正式には生活支援体制整備事業というもので、この事業の中で高齢者の福祉を考える場を設置していただきたいということになっておりまして、これを協議体と呼んでいるんですが、その名称を玉川村ではもちもたの会というふうに呼んでいるものです。地域住民の方、社会福祉協議会、民生委員協議会などの

関係団体、介護の専門職そういった方々で構成されているものですので、いろんな方が参加しているという点では、これからますます広がりのある会なのかなというふうには考えております。

会としても、村の高齢者に優しいお店、こういうところにありますよというものをガイドブックにして、各戸に配布したりというような事業というか活動もしていますので、そういったものをご覧になられた方々だったら、あ、こういうふうな会があるんだなと思っていただけるのかなと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 石川郡内5町村のうち古殿町と玉川村では独自策がない。石川町、浅川町、平田村ではそれぞれ独自の対応策、免許証返納者だけではなくて高齢者、何歳以上の高齢者ということでいろんな施策をしているんですが、予算がないのは当然分かっておりますが、やはり自分たちがその世代になりつつ、片足突っ込んでいるような状態なので、そういうふうな状態の中で、訪問販売して物を買ってもらったらとか、届けてもらって買ったらいいだろうと思いますが、やはりお店に行って、店の様子とかいろいろなところを見て、自分で買ってくるのが精神面的にもお年寄りにはいいのかなと思います。それを考えると、やはり玉川村はタクシーとかではなかなかほかの町村から引っ張ってくるしかないというのもあるので、難しいかなというのがありますが、玉川村の村内の商店街だけを利用できるようなもの、役場の総務課のほうに協力をお願いして、どれだけ公用車があるんだというのをやってもらったところ、村長の乗る公用車も入れてなんですが、約50台あるということなんです。いろいろな作業なり何なりに使っているかと思いますが、毎日ではなくてもいいですから、1週間に1回程度とか、あるいはシルバーさんを頼ってもうちょっと買物に行きたい人を周回してもらって行くというような形をもっと取っていただければ、独り暮らし世帯の様子を見るとか高齢者世帯の様子を見るとか、いろいろな方法ができるのではないかと思います。

車を全部使ってほしいとは言いませんが、使えるような車というのは何台ぐらいありますか。もし村のほうで独自にもちもたの会以外にそういうのをやれるよとなったときに、何台ぐらいの車を充当、大きい車でなくて結構です、軽自動車でも何でもいいんですが、そのようなことを回せるような車というのは考えられるでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま2番、林議員の質問でございますけれども、何台ぐらいという部分では、公用車を貸出しするというのはまだやっているところは少ないと思いますけれども、そのほかの方法でやれるかどうかというのは検討に値するかなと思います。ただ、過去に社会福祉協議会のほうで、ご存じだと思うんですけども、福祉バスの運行をさせていただきました。村内の病院とか介護する施設とか回ったんですけども、最初はよかったんですけども、だんだん乗る人がいなくなって、じり貧になってやめてしまったという経緯があるので、その辺も含めて、皆さんのニーズ等を調査したいというふうに考えます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、第6次計画にも基づいて、村長さんから何回か、村民に寄り添ったというところが大分出てきておりますし、元気で安全であるような玉川村をつかっていただくためには大きい事業も確かに大変やらなくてはいけないと思いますし、交流人口の増加、あと少子化対策もやらなくてはいけないと思いますが、やはり今いる人たちをもっと大事に、大事にしないわけではないんですが、もっともっと何とかしていただければ、玉川村は自然と人が集まってくる、それだけの立地条件があるところだと思っておりますので、行政のほうの対応の仕方とか協力をぜひお願いして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、林芳子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午後 2時55分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

◇ 三 瓶 力 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、10番、三瓶力君の発言を許します。

10番、三瓶力君。

〔10番 三瓶 力君登壇〕

○10番（三瓶 力君） ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告しておりました3点について質問いたします。

1つ目といたしまして、企業誘致について伺います。

地元にて働きたいが勤めるところがなく、また学校卒業後、地元就職したいが勤め先がなく、近隣地域の会社に仕方なく勤めてしまう。それに伴い、通勤を考慮して会社の近くに住まいを求めて移住してしまうため、村の人口減少にもつながっていきます。

1点目としまして、令和3年12月以降の村の企業誘致に関してどのような働きかけをされたか、その事柄について伺います。

また、2点目、国・県との企業誘致の働きかけや情報交換、収集経過について伺います。

2つ目としまして、泉郷駅トイレ設置について伺います。

多くの皆さんが一番身近で通勤、通学、通院、買物等で利用されている駅にトイレがなく、不便を来しています。ほかのところでは市、町で設置管理しておりまして、村に対しても強い要望も出ています。JR東日本水戸支社水郡線営業所に直接行って、要望並びに話合いをしてきました。1車両で運行する場合はトイレ付きの車両で運行しておりますし、常磐線は5両に1車両のトイレ付きで運行しています。地方においては人口減少がさらに続き、トイレ設置が困難であるようです。

まず、1点目としましては、駅トイレ設置要望書が提出されていますが、その後の検討内容及び経過について伺います。

2点目については、以前にも申し上げたように村でトイレ設置をすべきと思いますが、再度村の考え方を伺います。

3つ目としましては、村主催の懇談会対応についてであります。

あぶくま高原道路（鬼淵堰改修工事）、当時、23年前の県、村、区役員、地権者に直接訪問し、聞き取り確認をしました。村、区役員、地権者は、県主体で鬼淵堰改修工事を県と村と協議しながら進めることでの口頭での約束でありました。その後、村民懇談会で早期の工事要望、質問をしておりましたが、村から回答がなかったので、平成16年6月に請願書を提出し、採択になりました。昨年の9月に村から事業実施の説明会で地区負担の話があり、区では、話が違うのではとの意見で質問が出されました。10月に村から区へ回答がありましたが、その内容も今までの村と区での話合いに食い違いがあったため、直接村との話合いを今

年の1月24日に村長室において、区長及び関係者、私も区より要請があり、出席、話し合いをしました。同席した関係者からは、あぶくま高原道路発足から鬼淵堰改修工事は無償で実施していただけることだと思っていたという意見もありました。23年も経過しており、当時の記録がなく、村が現在進めようとしている事業は地区負担があり、区として事業実施の有無の回答を求められ、その期日が迫っており、検討中ではありますが、多くの疑問があったので伺います。

1点目としましては、村主催の村民懇談会での質問、要望（平成10年から16年6月の間）に調査、確認をして、速やかに回答できなかったのか。

2点目としまして、平成16年6月の請願書を村としてどのように考えていたのか。

3点目として、平成16年6月以降、数回村民懇談会で出た質問、要望に対して村の対応に問題はなかったか、伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 10番、三瓶議員のご質問にお答えいたします。

企業誘致についてであります。1点目の令和3年12月以降の企業誘致の働きかけにつきましては、今年の2月2日に東京都において、福島県主催の企業立地セミナーに参加し、本村への企業誘致を働きかけることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により会場でのセミナー開催が中止となり、オンラインへと変更となったことから残念ながら参加できませんでしたが、日頃よりホームページなどにより村の魅力と併せ、企業誘致に関する情報発信を行なっているところであります。

2点目の国・県との企業誘致の働きかけや情報交換等につきましては、令和3年の11月から12月にかけて、県の企業立地課や東京事務所等からの情報提供により、本県を進出先の候補地として考えている企業との情報交換を行い、その後、実際に玉川村に来村していただき、より詳細な情報の交換と進出候補地の現地調査などを行なったところであり、引き続き県などとの連携を密にし、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、泉郷駅のトイレ設置についてであります。1点目の駅トイレ設置要望書提出後の検討内容及び経過につきましては、泉郷駅の駅舎新築に伴い、トイレが撤去されたことによ

り、これまでも福島県鉄道活性化協議会を通して、各路線の懸案事項とともに泉郷駅のトイレ設置について要望を行っており、私も参加してJR東日本水戸支社を訪問し、要望活動を行ってきております。また、水郡線活性化対策協議会においても、JR水郡線営業所長に対し、棚倉町の2駅、郡山市の2駅とともに泉郷駅へのトイレ設置を令和2年3月を皮切りに令和3年3月と令和4年1月にも要望活動を実施しているところでもあります。しかしながら、JR側の意向としては、議員お質しのとおり、当該駅の利用状況や経営状況等から設置が困難であり、現時点では、同じく設置を要望している他の4駅同様、整備計画がないとの見解ではありますが、村といたしましては引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

2点目の村がトイレを設置することにつきましては、泉郷駅舎周辺にトイレを設置する十分な村有地がないことから、JR所有地の借地についての可能性を確認したところ、駅所在地の自治体によるトイレ設置については最大限協力するとのことであり、村での設置についても引き続き調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、村主催の懇談会対応についてであります。まず1点目の平成10年から16年までの村民懇談会での質問、要望への回答につきましては、現在記録として確認できるものは、平成14年1月に開催された村政懇談会における質問、要望等に対する回答のみであります。当時は西部地区と東部地区の2か所での開催であり、懇談会の場で村長または担当課長が回答しておりますが、鬼淵堰改修に関する質問、要望等についての記録等は確認することができませんでした。

2点目の平成16年6月に村に提出された請願書につきましては、請願書には「財政多難の折とは存じますが、実情をご賢察の上ご採択をいただき、補修工事を施工くださるよう請願いたします」との内容でありましたので、村の事業として施工してほしいといった趣旨のものであったと理解しております。

3点目の平成16年6月以降の村民懇談会で出された質問、要望等に対する村の対応につきましては、村民懇談会は平成19年度より基本的に隔年で開催しており、ご質問の鬼淵堰に関すると思われる部分について時系列にその要点を申しますと、平成22年に金波川改修について早期の改修を要望するとの要望等に対して、引き続き県に要望していくと回答し、鬼淵堰の改修について少しでも前進するようお願いするとの要望等に対しては、まだ事業の実施に至っていない。昨年の災害のときに取り組もうとしたが採択されなかったと回答しております。平成24年には、金波川、鬼淵堰の河川改修について情報を流してほしいとの要望等に、

県に要望は出しているが実現されていない。災害等でも該当にならなかったと回答し、平成26年には、堰の改修についてどの補助メニューを使うかということであると回答しております。このことから、村としては、金波川の改修については県の事業として早期の実施を県に要望しており、一方で、鬼淵堰の改修については、補助事業を活用して村が取り組むということを進めてきております。

時間は経過してしまいましたが、鬼淵堰につきましてはこのほど補助事業が採択となり、今年度改修工事を実施することとなったものであり、事務手続等に特に問題なかったものと考えておりますが、最終的に県の事業として実施すべきとした蒜生区と補助事業を活用しての事業を進めてきた村との認識の相違が解消できずに事業を取りやめるという結果に至りました。蒜生区並びに歴代の区長さんには長年ご尽力をいただいたにもかかわらず、最終的にこのような結果になってしまったことに関して大変遺憾であると考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 10番、三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） それでは再質問させていただきます。

まず、企業誘致についてであります。先ほどホームページ等により村の魅力ある企業誘致に関する情報発信を行っているということですが、内容を教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） こちらのホームページでのPRについてのご質問でございます。こちらにつきましては、県の企業立地課のほうで情報提供しているホームページに本村において進出可能と思われる箇所を紹介しているというようなものでございまして、そちらのほうでの紹介というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） ありがとうございます。

続きまして、先ほど答弁ありましたが、東京事務所からの候補地として考える企業について、説明のできる範囲内で結構ですのでお願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問でございます。こちら県の東京事務所並びに県の企業立地課のほうから問合せがあったものでございまして、大

変申し訳ございませんが、こちらにつきましては進出を希望している企業並びに受け手側のほうで公表してほしくないというような要望でございますので控えさせていただきます。

なお、今後進展があつて、当事者のほうからそのようなことで公表してもよろしいというような承諾を得た場合にはお知らせしたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） それはいろいろとあるでしょうから、これはやむを得ないでしょうが、今一般的に出生する子供の数も少なく、学校を卒業しても地元就職先がなく、近隣の市、町、村に勤めてしまう傾向が多く見られます。そういったことから、この企業誘致には今まで以上に強力で村として推進すべきと思ひますが、村長の考えを尋ねます。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの三瓶議員のお尋ねの件でございますけれども、村としてもいろいろ大きな懸案事項の人口減少対策ですけれども、やっぱり働く場所がなくてはなかなか人は集まらないと思ひますし、企業誘致という部分では最も力を入れなければならないというふうに理解をしているところでございます。残念ながら企業立地セミナーが中止になったというお話は先ほどさせていただきましたけれども、そのほかに中央の要望活動、あるいは大会等に出席した際に県の東京事務所のほうに寄つて、玉川村の現状、居抜き物件の話なんかもさせていただきながらPRをしておりますが、なかなか的確な情報等に当たつてこないというのが現状でありまして、企業立地についてはいろいろと活動しておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 続きまして、関連しますが、この遊水地に伴い、やむを得ず、もしあれだったらということで転職したい方々もおられるのではないかと非常に思われます。そういった勤めるところをやはりあらゆる手を使いながら確保していただきたいというふうに考えます。

話は少しそれますが、矢吹町の蛭田町長さんは、皆さんもご存じのとおり企業誘致に対しては強力で推進しておられます。先ほど村長より説明ありましたが、企業誘致に対してトップとしてさらなる推進をしていただくよう要望します。

それから、今現在はコロナ等で大変厳しい状況であります。他の市町村を見ますと、新たな会社を誘致され、また既存の会社の増設で雇用の確保が保たれております。そういった中

で、これもさらなる推進を切に要望する次第であります。

あと、提案というか私の考えですが、仮称であります企業が誘致委員会を立ち上げて、もっと村全体でもって企業が誘致をするべきでないかと思いますが、村長の考えをお尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま10番、三瓶議員のほうからご提案ありました企業が誘致委員会でございますけれども、ここ数年開催してはございませんので、せっかく条例等がございますので、ぜひ企業が誘致の積極的なところを内外に周知させるためにも開催をしていきたいというように考えます。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） この点は今コロナで大変厳しい運営であります、でもそれを乗り越える意気込みでやっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、駅のトイレについてであります、一言この場からお礼を申し上げます。それは川辺沖駅駐車場、これは村のご配慮に感謝して、通学の送迎はじめ各種のことに利活用されており、好評をいただいています。この場から一言お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それで、トイレについての先ほど答弁がありましたが、要望をしても大変困難で、なかなか計画ないということがありましたが、私自身も先ほど申したとおり、JR東日本の水戸支社の大子のほうに出向き、所長さん、それから職員の方といろいろとトイレ設置について話し合いをしました。そういう中で感じていたのは、やはり先ほども答弁ありましたとおり、さらなる人口減少と経費削減等で、JRさんでの設置は困難であるようです。また、高齢化に伴い、免許証返納者も、先ほどもありましたが増加して、利用者が増加し、利便性、安全性を考慮していくべきと考えます。先ほども答弁の中でありましたが、JRの所有地の借地については自治体には協力するとのことであり、村の財源で早急にトイレ設置をすべきと思いますが、再度村長の考えをお伺いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま泉郷駅前のトイレ設置の件でございますけれども、過去にも何回かお尋ねをいただいて、そして実際に水戸支社のほうに行って、先ほど答弁させていただきましても、用地については地方自治体に積極的に協力しますよというようなお話がございました。その後、磐城浅川駅前あるいは須賀川市の川東駅前のトイレ等についても調査、研究してきたところでございますけれども、今後泉郷駅からの乗降客数の在り方、あ

るいは泉郷駅の構内の中でどのような場所を賃貸借させていただけるのかを検討しながら、設置に向けては前向きに検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） そういったこと、前向きに検討するということでありますので、その点は十二分によろしくお願いします。

話は少し余談になりますが、石川町ですが、JRさんをお願いしても無理だということで、町で設置したということで、前のときもお話がありました。JRさんでは利用者の減少並びにこういった中で厳しいということで、やはり町のほうで設置して管理するということがあります。

あと、話が少しそれますが、我が玉川村からこの路線バスに対して、昨年度は竜崎石川に対しては560万8,000円、それから母畑石川線について645万2,000円、あと小野石川線に20万のお金を出しているということでもあります。そういった中で、これは令和2年度の実績であります。そういったわけで226万円を支出するということでもありますので、この点を考慮しながら、やはりJRのトイレ設置には十二分配慮していただきたいというふうに考えます。

それでは、続きまして、村主体による懇談会への対応についてであります。前に何回かお話しさせてもらったんですが、皆さんによく理解していただきたいのであえてまた申し上げます。あぶくま南道路建設トライアングルハイウェイに伴い、スタートの時点で県職員の傲慢なことに地権者会と決裂、トラブルになり、県が困ってしまい、県から村のほうに仲介依頼され、県の担当者と村の担当者が数回、地権者会長の自宅に訪問し、地権者会の話合いの場に応じてほしいと言われ、地権者の要望を鬼淵堰改修工事を聞き入れてくれることの約束で調印されたと言っています。そういった中で、一番最初のスタートがここで鬼淵堰の工事の約束がされたということなんです。

そういった中で、私も昨年の9月から蒜生区のほうからご依頼あり、それで先ほど申したとおり地権者、区役員さん、それから村の当時の村長並びに課長、課長補佐、係長のほうに直接出向き、確認しました。その中で、皆さんがみな同じ結論であったのであえて私が申し上げるんですが、そのときに既に話が決まっていたということなんです。それが今度平成16年、それから前後しますが、そのときにもこの建設に伴い県、村、地権者、区役員の話合いが100回以上あり、村の当時の担当者から、会議記録、内容を作成して村に残しているとの証言を得ています。そういった中で、前に副村長も交え、またいろいろと話しされました。

前にもお話ししたと思うんですが、このことについて村に尋ねましたが、既にないという

ことでありました。本当に残念であります。ただ、その中に担当の方も会議の全て内容等は記載してあるということでありましたが、それが無いということで大変困っている状態であります。また、それに対しては、村のほうでも地区懇談会で話し合ったときに、やはりそれを素早く確認、チェックすべきではなかったかと思うんですが、その辺については村のほうはどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま議員のほうから、今までの経過等についてご説明ありました。私ども担当課としましては、今年度村主導での事業ということで進めるというような段取りでおりまして、それらによりますと当然、地元の負担が発生するというようなことでもございました。ですので、区長さんをはじめ代理区長さんをお交えてその旨を説明させていただいて、その中で今度は負担についてはなかなか容易でないので臨時の区の総会というものを開催するので、そこで説明してほしいというようなことでもございました。それが9月28日でございます。そこに資料等持参させていただいて、私を含め3人で説明させていただいた中で、いや、実はこうなんだよということで今、三瓶議員のほうからお話があったような話を聞かされました。私、初めて内容を聞いたものですから、そのことをお話しされた方の持っていた書類を写真で撮影させていただいて、確認させていただきということで持ち帰った次第でございます。

また、併せまして、そのときに負担金の話も参加されていた方から出まして、こちらのほうで提示した金額ではなかなか難しいと。その半分ぐらいであればどうにかなるんじゃないのかなというような話もございました。それら両方含めて持ち帰りまして検討した結果、負担金については減額する余地はあるだろうということで、こちらについては区のほうにお示ししたとおりでございます。また、あぶくま道路建設に伴う覚書につきましては、こちらに書類がなかったものですから、次の日にあぶくま道路の管理事務所のほうに早速電話をしまして、書類を見つけていただいて、私と担当のほうでその日の午後にお邪魔させていただいて確認させていただきました。そのときの書類につきましては、説明会のときに私が写真を撮らせていただいたものと同じでございます。それについては議員ご承知のとおりでございます。

ということで、大変申し訳ございませんが、担当課としましては、補助事業を活用してなるべく地元の負担を圧縮した中で事業を進めたいというようなことでも進めておったところでもございますが、村長の答弁にもあったとおり、地元、蒜生区さんのほうではもともとは県の

主導で地元負担なしで進めるべき事業であったんだよということで、その辺で最終的に折り合いがつかず、今回村の事業として取り組むことは断念せざるを得なくなったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 私のほうで質問の順序ちょっと間違えてしまったんですが、今のものについてですが、平成16年の請願についてまた戻させていただきます。

平成14年9月18日に矢吹インターから福島空港のインターまでの自動車道が開通し、一向に鬼淵堰改修工事が進展がなく、平成16年6月の請願書は早期鬼淵堰の改修工書の要請であり、新たな工書の請願ではないと。当時の区長をはじめ区会議員、紹介議員も、改修工事が一向に進まないのを早期に進めてほしいというような請願で提出していたのであり、新たな工書の請願ではないと。これを村では新たな請願と思い、食い違いが出てしまったということです。だから、16年の請願は、ここにおいでになっている区長さんをはじめ区の皆さんもそういう趣旨で平成16年の請願は提出、採択になったということでもあります。本来であれば、ただ早めに工事をやってほしいということで請願書を出したのを、何か村のほうと蒜生区のほうでは食い違いが生じてしまったということで、今、課長から説明あったのは今の話だと思います。そういうことです。

その辺の食い違いから、こういったことで、あと同時にここで村長室で話合いやった中で、先ほど課長から説明あったとおりに、それで私自身が納得いかず、先ほど言ったとおりに3月2日に担当課の課長のほうに出向き、県に確認、尋ねたら、説明会后に、9月28日に担当課長と担当者が県と連絡を取りながら、県に出向き、この件について確認、回答であったと。

そうすると、これ平成10年の11月にやっている仕事なんです。それを今では去年の9月28日に県は確認しているんです。これおかしいんです、はっきり言って。それはあまりにも経過しているんで、当然担当職員も既に辞めている、そして23年も経過していれば分からないというのは当然じゃないですか、はっきり言って。それで納得しますか。それだったら、何で平成10年11月からやって、その上地区懇談会あったとき、そのときに担当の職員の方は会議録、記録残してあるんだと。それを何で確認しなかったんですか。確認しないで、今になって、去年の9月28日に県に問い合わせ、私も前言ったとおりに、暮れに行きました。当然県でないというのは当たり前でしょう、はっきり言って、23年も過ぎれば。これちょっとおかしいじゃないですか。教えてください。

○議長（須藤利夫君） 三瓶議員にお願いします。質問は明瞭にお願いします。

村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今、10番、三瓶議員のほうから平成10年のお話があって、私聞いている中では言った、言わないの話になっているという部分で、村の担当課のほうには県に確認してくれと。県でどうなっているんだと。県でやると言ったなら、県でそういう事柄が記されているんじゃないかというようなお話をさせていただきました。県にはそういう資料はないと。村のほうも村民懇談会、先ほども一定に当時、車田村長のときは東部と西部に分けて2回やったんです。それも10年と16年でしたか、やっています、その時点の懇談会の筆記、書類の中に鬼淵堰に関する記述はなかったというふうに記憶しています。

その後、私も平成19年以降、隔年でほぼ、一昨年ちょっと開けなかったときあるんですけども、そういうお話については出てこなかったというように理解しているんですけども、その辺の資料が確たるものがあれば、それは出していただいて、私どもも県のほうにその交渉をしますし、また村としても責任持って、それは対応していかなければならないのかなというふうには考えていますので、その辺の資料がありましたら、ぜひご提示いただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 先ほどの地区懇談会のものは、平成14年のものはあったというわけなんですけど、ただ私が言いたいのは、だからその10年から16年の間に言われたときに、そのとき確認してもらえば、もっと以前にこの問題は解決したと思うんです。それをしないで、今あったとおり、これほど時間過ぎちゃってからは分からないでしょう、はっきり言って。

あと、村長室において、私も蒜生区の役員さんともいろいろ話合いの中で、今もちょっと村長にも言った、聞いていったの話になっては無理だと思いますということもありました、村長から。あと、地元にもそういうものが何かあるのかと聞きたいと。もちろん役場にはないがと。三瓶議員はそこにいたわけでないでしょうという話、村長されました。私は、全て直接訪問して聞き取り調査やっている中での話です。それを村長室で、この話はどうか、こういう話ではどういうふうに解釈すればいいんでしょうか。私は全て分からないから、皆さんのところ直接聞いてやるという、それでの話です。決して虚偽ではありません。それ信じてくださいよ。皆さんの前で、三瓶議員はそこにいたわけでないでしょうと。そんな話ありますか、はっきり言って。どう思いますか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 大変失礼しました。言った、言わないの話ではないですけれども、あ
のときの話の中で、この会合の中でこういう話が出ましたというような話があって、そのと
きにいたのかいという、そういう質問をさせていただいたところで、議員さんがそれぞれ議
員個々の活動で皆さんのところ歩いて、聞き取りに及んだという部分では、そこはそれで必
要な資料の提供だと思いますけれども、それらについてのお話というふうにはお伺いしてい
なかつたんで、大変失礼しました。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） ただいま、先ほどの答弁の中に、簡単に申し上げまして、最終的に
は県の事業としてすべき蒜生区と補助事業を活用した事業の進めてきた村との認識の相違で、
解消できず取りやめることとなったということではありますが、やはりこれにはいろいろと問
題があったんでないかと思うんですが、この点についてどういうふうに考えているでしょ
うか、お伺いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの件につきまして、先ほど答弁の中で、村と蒜生区との間の
認識の相違というような部分なので、それはそのように、特に理由というのはございません
ので、そういう部分があったのかなど。村のほうは受益者負担という建前の中でやっていま
したので、それがなかなかできませんよと。その受益者負担も、条例に基づく受益者負担に
ついて軽減を図りましょうというようなお話までもさせていただいて、それでも駄目だとい
うことだったので、そういうお話になったというふうに理解していただければなと思います。

また、私どもも聞いている中で、全然受益者負担がないというような、そういう事業説明
会はしていないというふうに聞いていますので、その辺もよく地元とお話を合いをしていただ
いて、対応していただければなというふうに思います。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 先ほどの答弁のように、最終的にはこのような結果になってしまい、
大変遺憾であると考えているということではありますが、やはり蒜生区としましては、地権者
が30名以上いたんです。そうすると、30名以上いた中で、やはり前の請願の中にあつたと思
いますが、先祖伝来の土地を提供しながら、そして県のほうから高圧的な、また傲慢な言葉
をかけられながら、それもあえて我慢してこれについて協力してきたという中であって、同
じながら村が中に入ってやってくれるので、県のほうとそれでということに信頼してあつた
ように伺っています。そういった中、この結果が、確かに仕事がこれで終わるとなれば、大

変いような意味合いで問題があるかと思います。

先ほども村長よりお話あったとおり、受益者負担ということがありましたが、これ、この間暮れに私とある方で県のほうに行きました。そのときに、河川課の会田さんは鏡石町生まれでありまして、鏡石町のほうでは、町で地元の負担金があっても、町から負担して地元には負担させないということで事業をやっているということも申し添えられました。そういったことで、なるほどなということでありました。これからの時代、やはり受益者負担でやる事業もいろいろあるでしょうが、なかなか難しいかなというふうに捉えています。

こういったことで、鬼淵堰工事が終わってしまえば県への信頼関係、そして村に対しての信頼関係にも大きな不信感を抱くことと思います。この不信感を解消するために、今日までの経過状況等を村から県へ丁寧に説明して、早期に工事着工できるように特段の計らいをすべきと思いますが、村の対応策について尋ねます。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 先ほど答弁の中で、大変遺憾であるというのはご発言をさせていただきまして、村としても大変遺憾であるというふうに認識をしております。3月の県議会、現在開会中でありまして、令和3年度予算の中に事業費が組み込まれておりましたので、県のほうから、事業の執行ができなければというような、そういうお話もありましたので、やむなく事業の採択の取下げを行ったところでございます。今三瓶議員、ご発言ございました、今後どうすれば区の受益者の皆さんの意に沿えられるのかというのは、またさらに村のほうでも検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（須藤利夫君） 三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） こうやって今になって、これ、事業取りやめということではありますが、やはり村のほうもこういう事情を十分考慮して、県のほうに早急に、今ではちょっと遅いかもしれませんが、このことを十二分頭に入れてもらって、この工事ができるように特段のお取り計らいをお願いする次第であります。

また、各地区、今はちゃんとやっておられますが、一気に要望等が出たら、やはりきちんと調査、確認しながら、速やかにそれへの回答なり、きちんと報告をするべきではないかと思っております。そういった中で、村と地域のこういったトラブルのないように十二分に注意をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、10番、三瓶力君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時52分）